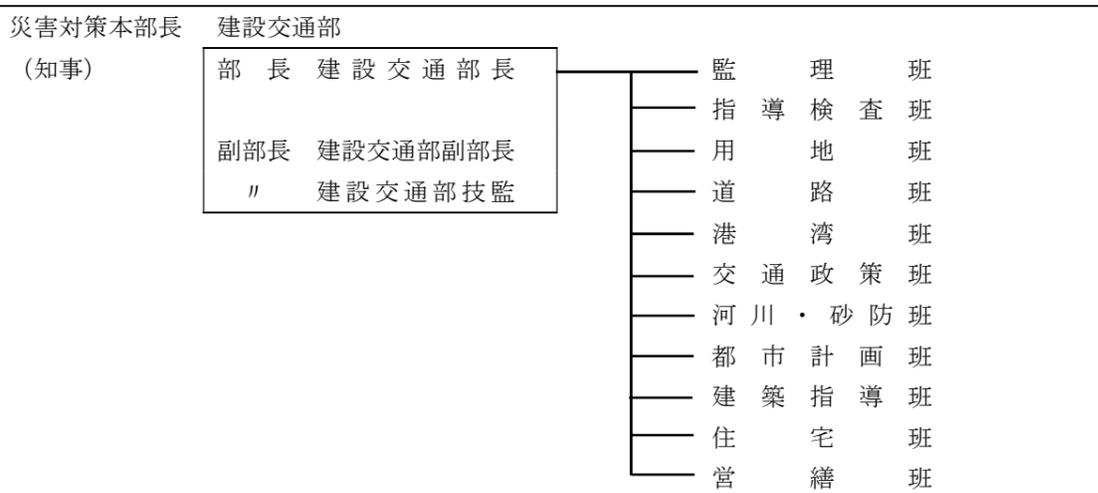
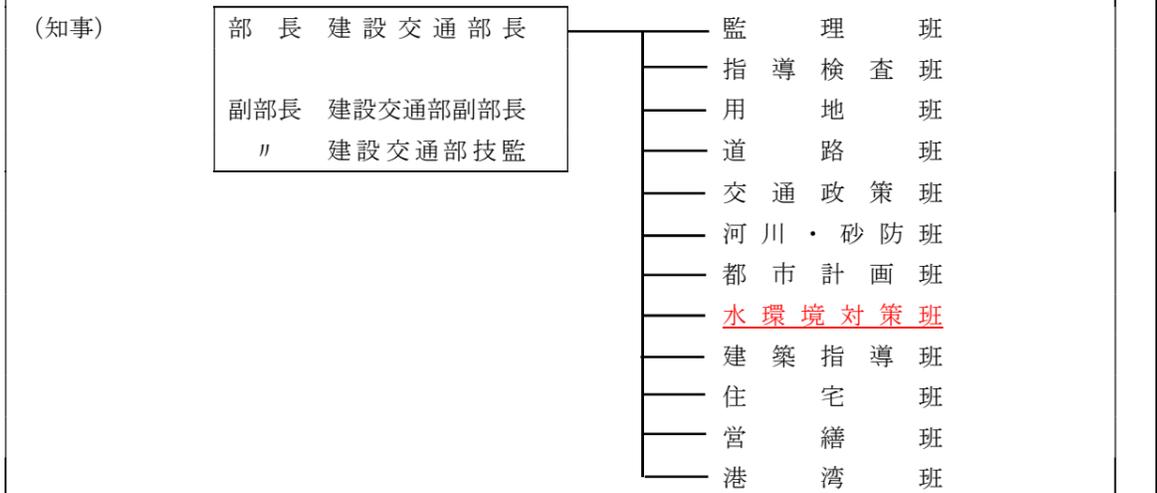


京 都 府 水 防 計 画
新 旧 対 照 表

令 和 元 年 度
改 定 案

改定理由	頁	現 行	改 定 案																											
組織改正等に伴う改定	9	<p>第4章 水防組織と機構 第1節 水防活動の組織 1 災害警戒本部・災害警戒支部 (1) 基本配備 災害警戒本部の体制</p> <table border="1"> <tr> <td>府民生活部</td> <td>健康福祉部</td> <td>農林水産部</td> <td>建設交通部</td> <td>警察本部</td> </tr> <tr> <td>防災消防企画課 災害対策課 原子力防災課</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>河川課・砂防課 3</td> <td>警備第一課 2</td> </tr> </table> <p>災害警戒支部の体制</p> <table border="1"> <tr> <td>広域振興局 (災害警戒支部規定による)</td> <td>土木事務所 2～3 美山出張所 2</td> </tr> </table> <p>京都土木事務所、大野ダム総合管理事務所の体制</p> <table border="1"> <tr> <td>建設交通部</td> <td>京都土木事務所 2～3 大野ダム総合管理事務所 4</td> </tr> </table>	府民生活部	健康福祉部	農林水産部	建設交通部	警察本部	防災消防企画課 災害対策課 原子力防災課	—	—	河川課・砂防課 3	警備第一課 2	広域振興局 (災害警戒支部規定による)	土木事務所 2～3 美山出張所 2	建設交通部	京都土木事務所 2～3 大野ダム総合管理事務所 4	<p>第4章 水防組織と機構 第1節 水防活動の組織 1 災害警戒本部・災害警戒支部 (1) 基本配備 災害警戒本部の体制</p> <table border="1"> <tr> <td>危機管理部</td> <td>健康福祉部</td> <td>農林水産部</td> <td>建設交通部</td> <td>警察本部</td> </tr> <tr> <td>防災消防企画課 災害対策課 原子力防災課</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>河川課・砂防課 3</td> <td>警備第一課 2</td> </tr> </table> <p>災害警戒支部の体制</p> <table border="1"> <tr> <td>広域振興局 (災害警戒支部規定による)</td> <td>土木事務所 2～3</td> <td>大野ダム総合管理事務所 <u>(洪水警戒体制実施要領による)</u></td> </tr> </table>	危機管理部	健康福祉部	農林水産部	建設交通部	警察本部	防災消防企画課 災害対策課 原子力防災課	—	—	河川課・砂防課 3	警備第一課 2	広域振興局 (災害警戒支部規定による)	土木事務所 2～3	大野ダム総合管理事務所 <u>(洪水警戒体制実施要領による)</u>
府民生活部	健康福祉部	農林水産部	建設交通部	警察本部																										
防災消防企画課 災害対策課 原子力防災課	—	—	河川課・砂防課 3	警備第一課 2																										
広域振興局 (災害警戒支部規定による)	土木事務所 2～3 美山出張所 2																													
建設交通部	京都土木事務所 2～3 大野ダム総合管理事務所 4																													
危機管理部	健康福祉部	農林水産部	建設交通部	警察本部																										
防災消防企画課 災害対策課 原子力防災課	—	—	河川課・砂防課 3	警備第一課 2																										
広域振興局 (災害警戒支部規定による)	土木事務所 2～3	大野ダム総合管理事務所 <u>(洪水警戒体制実施要領による)</u>																												
組織改正等に伴う改定	9	<p>(2) 1号配備 災害対策本部の体制</p> <table border="1"> <tr> <td>府民生活部</td> <td>健康福祉部</td> <td>農林水産部</td> <td>建設交通部</td> <td>警察本部</td> </tr> <tr> <td>防災消防企画課 災害対策課 原子力防災課</td> <td>健康福祉総務課 1</td> <td>農村振興課 1</td> <td>河川課・砂防課 6 道路計画課 道路建設課 道路管理課</td> <td>警備第一課 2</td> </tr> </table> <p>災害警戒支部の体制</p> <table border="1"> <tr> <td>広域振興局 (災害警戒支部規定による)</td> <td>土木事務所 4～11</td> <td>大野ダム総合管理事務所 (災害警戒支部規定による)</td> </tr> </table>	府民生活部	健康福祉部	農林水産部	建設交通部	警察本部	防災消防企画課 災害対策課 原子力防災課	健康福祉総務課 1	農村振興課 1	河川課・砂防課 6 道路計画課 道路建設課 道路管理課	警備第一課 2	広域振興局 (災害警戒支部規定による)	土木事務所 4～11	大野ダム総合管理事務所 (災害警戒支部規定による)	<p>(2) 1号配備 災害対策本部の体制</p> <table border="1"> <tr> <td>危機管理部</td> <td>健康福祉部</td> <td>農林水産部</td> <td>建設交通部</td> <td>警察本部</td> </tr> <tr> <td>防災消防企画課 災害対策課 原子力防災課</td> <td>健康福祉総務課 1</td> <td>農村振興課 1</td> <td>河川課・砂防課 6 道路計画課 道路建設課 道路管理課</td> <td>警備第一課 2</td> </tr> </table> <p>災害警戒支部の体制</p> <table border="1"> <tr> <td>広域振興局 (災害警戒支部規定による)</td> <td>土木事務所 4～11 美山出張所 舞鶴出張所 峰山出張所</td> <td>大野ダム総合管理事務所 <u>(洪水警戒体制実施要領による)</u></td> </tr> </table>	危機管理部	健康福祉部	農林水産部	建設交通部	警察本部	防災消防企画課 災害対策課 原子力防災課	健康福祉総務課 1	農村振興課 1	河川課・砂防課 6 道路計画課 道路建設課 道路管理課	警備第一課 2	広域振興局 (災害警戒支部規定による)	土木事務所 4～11 美山出張所 舞鶴出張所 峰山出張所	大野ダム総合管理事務所 <u>(洪水警戒体制実施要領による)</u>	
府民生活部	健康福祉部	農林水産部	建設交通部	警察本部																										
防災消防企画課 災害対策課 原子力防災課	健康福祉総務課 1	農村振興課 1	河川課・砂防課 6 道路計画課 道路建設課 道路管理課	警備第一課 2																										
広域振興局 (災害警戒支部規定による)	土木事務所 4～11	大野ダム総合管理事務所 (災害警戒支部規定による)																												
危機管理部	健康福祉部	農林水産部	建設交通部	警察本部																										
防災消防企画課 災害対策課 原子力防災課	健康福祉総務課 1	農村振興課 1	河川課・砂防課 6 道路計画課 道路建設課 道路管理課	警備第一課 2																										
広域振興局 (災害警戒支部規定による)	土木事務所 4～11 美山出張所 舞鶴出張所 峰山出張所	大野ダム総合管理事務所 <u>(洪水警戒体制実施要領による)</u>																												
組織改正等に伴う改定	9 10	<p>(3) 2号配備 災害対策本部の体制</p> <table border="1"> <tr> <td>府民生活部</td> <td>健康福祉部</td> <td>農林水産部</td> <td>建設交通部</td> <td>警察本部</td> </tr> <tr> <td>防災消防企画課 災害対策課 原子力防災課</td> <td>健康福祉総務課 2</td> <td>農村振興課 1 森作り推進課 1</td> <td>河川課・砂防課 11 道路計画課 道路建設課 道路管理課</td> <td>警備第一課 3</td> </tr> </table> <p>災害警戒支部の体制</p> <table border="1"> <tr> <td>広域振興局 (災害警戒支部規定による)</td> <td>土木事務所 8～22</td> <td>大野ダム総合管理事務所 (災害警戒支部規定による)</td> </tr> </table>	府民生活部	健康福祉部	農林水産部	建設交通部	警察本部	防災消防企画課 災害対策課 原子力防災課	健康福祉総務課 2	農村振興課 1 森作り推進課 1	河川課・砂防課 11 道路計画課 道路建設課 道路管理課	警備第一課 3	広域振興局 (災害警戒支部規定による)	土木事務所 8～22	大野ダム総合管理事務所 (災害警戒支部規定による)	<p>(3) 2号配備 災害対策本部の体制</p> <table border="1"> <tr> <td>危機管理部</td> <td>健康福祉部</td> <td>農林水産部</td> <td>建設交通部</td> <td>警察本部</td> </tr> <tr> <td>防災消防企画課 災害対策課 原子力防災課</td> <td>健康福祉総務課 2</td> <td>農村振興課 1 森作り推進課 1</td> <td>河川課・砂防課 11 道路計画課 道路建設課 道路管理課</td> <td>警備第一課 3</td> </tr> </table> <p>災害警戒支部の体制</p> <table border="1"> <tr> <td>広域振興局 (災害警戒支部規定による)</td> <td>土木事務所 8～22 美山出張所 舞鶴出張所 峰山出張所</td> <td>大野ダム総合管理事務所 <u>(洪水警戒体制実施要領による)</u></td> </tr> </table>	危機管理部	健康福祉部	農林水産部	建設交通部	警察本部	防災消防企画課 災害対策課 原子力防災課	健康福祉総務課 2	農村振興課 1 森作り推進課 1	河川課・砂防課 11 道路計画課 道路建設課 道路管理課	警備第一課 3	広域振興局 (災害警戒支部規定による)	土木事務所 8～22 美山出張所 舞鶴出張所 峰山出張所	大野ダム総合管理事務所 <u>(洪水警戒体制実施要領による)</u>	
府民生活部	健康福祉部	農林水産部	建設交通部	警察本部																										
防災消防企画課 災害対策課 原子力防災課	健康福祉総務課 2	農村振興課 1 森作り推進課 1	河川課・砂防課 11 道路計画課 道路建設課 道路管理課	警備第一課 3																										
広域振興局 (災害警戒支部規定による)	土木事務所 8～22	大野ダム総合管理事務所 (災害警戒支部規定による)																												
危機管理部	健康福祉部	農林水産部	建設交通部	警察本部																										
防災消防企画課 災害対策課 原子力防災課	健康福祉総務課 2	農村振興課 1 森作り推進課 1	河川課・砂防課 11 道路計画課 道路建設課 道路管理課	警備第一課 3																										
広域振興局 (災害警戒支部規定による)	土木事務所 8～22 美山出張所 舞鶴出張所 峰山出張所	大野ダム総合管理事務所 <u>(洪水警戒体制実施要領による)</u>																												

改定理由	頁	現行	改定案																																																																
組織改正等に伴う改定	10	<p>(4) 3号配備 災害対策本部の体制</p> <table border="1" data-bbox="587 283 1694 695"> <thead> <tr> <th>府民生活部</th> <th>健康福祉部</th> <th>農林水産部</th> <th>建設交通部</th> <th>警察本部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" rowspan="8">災害対策本部設置に備えた体制</td> <td>河川課・砂防課</td> <td>11</td> <td rowspan="8">災害対策本部 設置に備えた 体制</td> </tr> <tr> <td>道路計画課</td> <td rowspan="3">}</td> <td rowspan="3">4</td> </tr> <tr> <td>道路建設課</td> </tr> <tr> <td>道路管理課</td> </tr> <tr> <td>都市計画課</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>港湾局港湾企画課</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>住宅課</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>管理課</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>その他の課</td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table> <p>災害警戒支部の体制</p> <table border="1" data-bbox="587 737 1626 821"> <thead> <tr> <th>広域振興局</th> <th>土木事務所</th> <th>大野ダム総合管理事務所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(災害警戒支部規定による)</td> <td>土木事務所 8～22</td> <td>(災害警戒支部規定による)</td> </tr> </tbody> </table>	府民生活部	健康福祉部	農林水産部	建設交通部	警察本部	災害対策本部設置に備えた体制			河川課・砂防課	11	災害対策本部 設置に備えた 体制	道路計画課	}	4	道路建設課	道路管理課	都市計画課	2	港湾局港湾企画課	2	住宅課	3	管理課	3	その他の課	8	広域振興局	土木事務所	大野ダム総合管理事務所	(災害警戒支部規定による)	土木事務所 8～22	(災害警戒支部規定による)	<p>(4) 3号配備 災害対策本部の体制</p> <table border="1" data-bbox="1724 283 2831 695"> <thead> <tr> <th><u>危機管理部</u></th> <th>健康福祉部</th> <th>農林水産部</th> <th>建設交通部</th> <th>警察本部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" rowspan="8">災害対策本部設置に備えた体制</td> <td>河川課・砂防課</td> <td>11</td> <td rowspan="8">災害対策本部 設置に備えた 体制</td> </tr> <tr> <td>道路計画課</td> <td rowspan="3">}</td> <td rowspan="3">4</td> </tr> <tr> <td>道路建設課</td> </tr> <tr> <td>道路管理課</td> </tr> <tr> <td>都市計画課</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>港湾局港湾企画課</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>住宅課</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>管理課</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>その他の課</td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table> <p>災害警戒支部の体制</p> <table border="1" data-bbox="1724 737 2861 821"> <thead> <tr> <th>広域振興局</th> <th>土木事務所</th> <th>大野ダム総合管理事務所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(災害警戒支部規定による)</td> <td><u>(災害警戒支部規定による)</u></td> <td><u>(洪水警戒体制実施要領による)</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>危機管理部</u>	健康福祉部	農林水産部	建設交通部	警察本部	災害対策本部設置に備えた体制			河川課・砂防課	11	災害対策本部 設置に備えた 体制	道路計画課	}	4	道路建設課	道路管理課	都市計画課	2	港湾局港湾企画課	2	住宅課	3	管理課	3	その他の課	8	広域振興局	土木事務所	大野ダム総合管理事務所	(災害警戒支部規定による)	<u>(災害警戒支部規定による)</u>	<u>(洪水警戒体制実施要領による)</u>
府民生活部	健康福祉部	農林水産部	建設交通部	警察本部																																																															
災害対策本部設置に備えた体制			河川課・砂防課	11	災害対策本部 設置に備えた 体制																																																														
			道路計画課	}		4																																																													
			道路建設課																																																																
			道路管理課																																																																
			都市計画課	2																																																															
			港湾局港湾企画課	2																																																															
			住宅課	3																																																															
			管理課	3																																																															
その他の課	8																																																																		
広域振興局	土木事務所	大野ダム総合管理事務所																																																																	
(災害警戒支部規定による)	土木事務所 8～22	(災害警戒支部規定による)																																																																	
<u>危機管理部</u>	健康福祉部	農林水産部	建設交通部	警察本部																																																															
災害対策本部設置に備えた体制			河川課・砂防課	11	災害対策本部 設置に備えた 体制																																																														
			道路計画課	}		4																																																													
			道路建設課																																																																
			道路管理課																																																																
			都市計画課	2																																																															
			港湾局港湾企画課	2																																																															
			住宅課	3																																																															
			管理課	3																																																															
その他の課	8																																																																		
広域振興局	土木事務所	大野ダム総合管理事務所																																																																	
(災害警戒支部規定による)	<u>(災害警戒支部規定による)</u>	<u>(洪水警戒体制実施要領による)</u>																																																																	
組織改正等に伴う改定	11	<p>(5) 津波に関する災害警戒本部</p> <table border="1" data-bbox="587 905 1685 1787"> <thead> <tr> <th></th> <th>津波注意報</th> <th>津波警報・大津波警報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知事室長</td> <td></td> <td>秘書課 1</td> </tr> <tr> <td>職員長</td> <td></td> <td>人事課 1</td> </tr> <tr> <td>会計管理者</td> <td></td> <td>会計課 1</td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td></td> <td>総務調整課 1</td> </tr> <tr> <td>政策企画部</td> <td></td> <td>企画総務課 1</td> </tr> <tr> <td>府民生活部</td> <td>防災消防企画課 災害対策課 原子力防災課</td> <td>府民総務課 1 防相消防企画課 災害対策課 原子力防災課</td> </tr> <tr> <td></td> <td rowspan="3">}</td> <td rowspan="3">}</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>文化スポーツ部</td> <td></td> <td>文化スポーツ総務課 1</td> </tr> <tr> <td>環境部</td> <td></td> <td>環境総務課 1</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部</td> <td></td> <td>健康福祉総務課 1</td> </tr> <tr> <td>商工労働観光部</td> <td></td> <td>産業労働総務課 1</td> </tr> <tr> <td>農林水産部</td> <td>水産課 1</td> <td>農政課 1 水産課 1</td> </tr> <tr> <td>建設交通部</td> <td>港湾局港湾企画課 1 河川課・砂防課 2</td> <td>管理課 1 港湾局港湾企画課 1 河川課・砂防課 3</td> </tr> <tr> <td>教育委員会</td> <td></td> <td>総務企画課 1</td> </tr> <tr> <td>警察本部</td> <td>警備第一課 1</td> <td>警備第一課 1</td> </tr> </tbody> </table>		津波注意報	津波警報・大津波警報	知事室長		秘書課 1	職員長		人事課 1	会計管理者		会計課 1	総務部		総務調整課 1	政策企画部		企画総務課 1	府民生活部	防災消防企画課 災害対策課 原子力防災課	府民総務課 1 防相消防企画課 災害対策課 原子力防災課		}	}		6	15				文化スポーツ部		文化スポーツ総務課 1	環境部		環境総務課 1	健康福祉部		健康福祉総務課 1	商工労働観光部		産業労働総務課 1	農林水産部	水産課 1	農政課 1 水産課 1	建設交通部	港湾局港湾企画課 1 河川課・砂防課 2	管理課 1 港湾局港湾企画課 1 河川課・砂防課 3	教育委員会		総務企画課 1	警察本部	警備第一課 1	警備第一課 1	<p>(5) 津波に関する災害警戒本部 <u>(最新の状況に差し替え)</u></p>										
	津波注意報	津波警報・大津波警報																																																																	
知事室長		秘書課 1																																																																	
職員長		人事課 1																																																																	
会計管理者		会計課 1																																																																	
総務部		総務調整課 1																																																																	
政策企画部		企画総務課 1																																																																	
府民生活部	防災消防企画課 災害対策課 原子力防災課	府民総務課 1 防相消防企画課 災害対策課 原子力防災課																																																																	
	}	}																																																																	
			6	15																																																															
文化スポーツ部		文化スポーツ総務課 1																																																																	
環境部		環境総務課 1																																																																	
健康福祉部		健康福祉総務課 1																																																																	
商工労働観光部		産業労働総務課 1																																																																	
農林水産部	水産課 1	農政課 1 水産課 1																																																																	
建設交通部	港湾局港湾企画課 1 河川課・砂防課 2	管理課 1 港湾局港湾企画課 1 河川課・砂防課 3																																																																	
教育委員会		総務企画課 1																																																																	
警察本部	警備第一課 1	警備第一課 1																																																																	
京都府地域防災計画との整合	11	<p>(6) 災害警戒本部の閉鎖 災害警戒本部の閉鎖については、危機管理監、府民生活部長、健康福祉部長、農林水産部長、建設交通部長及び防災監の協議結果を踏まえ知事が決定する。 (本部長……知事)</p>	<p>(6) 災害警戒本部の閉鎖 <u>災害が発生するおそれが解消したときは、知事が閉鎖を決定する。</u> <u>(災害警戒本部長……知事)</u></p>																																																																

改 定 理 由	頁	現 行	改 定 案
京都府地域防災計画との整合	11	<p>(7) 災害警戒支部の設置及び閉鎖</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 災害警戒支部の設置及び閉鎖については、本部長の指示によるほか、広域振興局長(支部長)の判断により、本部長の承認を得て設置及び閉鎖を決定する。</p> <p>ウ (略)</p>	<p>(7) 災害警戒支部の設置及び閉鎖</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 災害警戒支部の設置及び閉鎖については、本部長の指示によるほか、広域振興局長(支部長)の判断により、本部長との協議を経て決定する。</p> <p>ウ (略)</p>
京都府地域防災計画との整合	11	<p>2 災害対策本部・災害対策支部</p> <p>(1) 大雨などのため、相当の被害が発生するおそれがあるとき、又は発生し、危機管理監、府民生活部長、健康福祉部長、農林水産部長、建設交通部長、警察本部警備部長及び防災監による協議の結果を踏まえ知事が災害対策本部の設置を決定した場合は、第5項以下の体制において水防活動を行う。</p>	<p>2 災害対策本部・災害対策支部</p> <p>(1) 災害対策本部の設置及び閉鎖</p> <p><u>ア 災害対策本部の設置は、暴風雨若しくは大雨のため、相当の被害が発生するおそれがあるとき、又は発生したときに知事(災害対策本部長)が決定する。</u></p> <p><u>イ 被害が拡大するおそれが解消し、応急対策活動がおおむね終了したときは、知事が閉鎖を決定する。</u></p>
京都府地域防災計画との整合	11	<p>(2) 災害対策本部の閉鎖については、知事(災害対策本部長)が決定する。</p>	<p>(2) 災害対策支部の設置及び閉鎖</p> <p><u>ア 災害対策本部の地方組織として、応急対策を実施するために必要があるときは、各府広域振興局管内ごとに府広域振興局長を支部長とする「災害対策支部」を設置する。</u></p> <p><u>イ 災害対策支部の設置及び閉鎖は、災害対策本部長の指示に基づき、対策支部長が行うものとする。</u></p> <p><u>ウ 災害対策支部の組織及び編成、各地域の実情に応じ、対策支部長があらかじめ定めるものとする。</u></p>
組織改正等に伴う改定	12	<p>3 災害対策本部建設交通部の組織</p> 	<p>3 災害対策本部建設交通部の組織</p> 

改定理由	頁	現 行	改 定 案																																														
組織改正等に伴う改定	13	4 建設交通部各班の事務分掌	4 建設交通部各班の事務分掌																																														
	14	<table border="1"> <thead> <tr> <th>班 名</th> <th>事 務 分 掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>監理班</td> <td>1 関係各部との連絡及び部内各班との連絡調整に関する事 2 部内関係ボランティアの登録、受入及び派遣に関する事</td> </tr> <tr> <td>指導検査班</td> <td>1 公共土木施設等の応急復旧工事の技術指導に関する事</td> </tr> <tr> <td>用地班</td> <td>1 用地事務の指導に関する事 2 被災地における応急的な土地利用情報に関する事</td> </tr> <tr> <td>道路班</td> <td>1 道路、橋梁等の整備点検に関する事 2 道路、橋梁等の情報の把握及び通報に関する事 3 道路、橋梁等の被害状況調査及び応急復旧に関する事 4 道路除雪の情報の把握及び通報に関する事 5 道路除雪対策に関する事 6 都市施設のうち道路の被害調査に関する事</td> </tr> <tr> <td>港湾班</td> <td>1 港湾関係施設及び海岸（国土交通省港湾局所管）関係施設の整備点検に関する事 2 港湾関係施設及び海岸（国土交通省港湾局所管）の被害状況調査及び応急復旧に関する事</td> </tr> <tr> <td>交通政策班</td> <td>1 運輸交通機関との連絡調整に関する事</td> </tr> <tr> <td>河川・砂防班</td> <td>1 水防に関する事 2 ダム等河川附属物の運用についての指導又は監督に関する事 3 河川・砂防及び海岸（国土交通省水管理・国土保全局所管）関係施設の整備点検に関する事 4 水防関係情報の把握及び通報に関する事 5 河川・砂防及び海岸（国土交通省水管理・国土保全局所管）の被害状況調査及び応急復旧に関する事 6 公共土木施設等被害状況の収集整理に関する事 7 公共土木施設等の応急復旧調整に関する事 8 雨量水位観測施設等の運用に関する事 9 調整部及び農村振興班との連絡に関する事 10 京都地方気象台並びに近畿地方整備局及びその出先機関に対する連絡及び要請に関する事</td> </tr> <tr> <td>都市計画班</td> <td>1 都市計画事務の指導に関する事 2 公園等の施設の被害状況調査に関する事</td> </tr> <tr> <td>建築指導班</td> <td>1 被災住宅に対する独立行政法人住宅金融支援機構復旧費の指導に関する事 2 地震被災建築物の応急危険度判定に関する事 3 被災宅地危険度判定に関する事</td> </tr> <tr> <td>住宅班</td> <td>1 府営住宅の応急修理に関する事 2 公営住宅の被害状況調査及び応急復旧の指導に関する事 3 応急仮設住宅の設計・施工に関する事</td> </tr> <tr> <td>営繕班</td> <td>1 府有建築物の被害状況調査及び応急復旧の指導に関する事</td> </tr> </tbody> </table>	班 名	事 務 分 掌	監理班	1 関係各部との連絡及び部内各班との連絡調整に関する事 2 部内関係ボランティアの登録、受入及び派遣に関する事	指導検査班	1 公共土木施設等の応急復旧工事の技術指導に関する事	用地班	1 用地事務の指導に関する事 2 被災地における応急的な土地利用情報に関する事	道路班	1 道路、橋梁等の整備点検に関する事 2 道路、橋梁等の情報の把握及び通報に関する事 3 道路、橋梁等の被害状況調査及び応急復旧に関する事 4 道路除雪の情報の把握及び通報に関する事 5 道路除雪対策に関する事 6 都市施設のうち道路の被害調査に関する事	港湾班	1 港湾関係施設及び海岸（国土交通省港湾局所管）関係施設の整備点検に関する事 2 港湾関係施設及び海岸（国土交通省港湾局所管）の被害状況調査及び応急復旧に関する事	交通政策班	1 運輸交通機関との連絡調整に関する事	河川・砂防班	1 水防に関する事 2 ダム等河川附属物の運用についての指導又は監督に関する事 3 河川・砂防及び海岸（国土交通省水管理・国土保全局所管）関係施設の整備点検に関する事 4 水防関係情報の把握及び通報に関する事 5 河川・砂防及び海岸（国土交通省水管理・国土保全局所管）の被害状況調査及び応急復旧に関する事 6 公共土木施設等被害状況の収集整理に関する事 7 公共土木施設等の応急復旧調整に関する事 8 雨量水位観測施設等の運用に関する事 9 調整部及び農村振興班との連絡に関する事 10 京都地方気象台並びに近畿地方整備局及びその出先機関に対する連絡及び要請に関する事	都市計画班	1 都市計画事務の指導に関する事 2 公園等の施設の被害状況調査に関する事	建築指導班	1 被災住宅に対する独立行政法人住宅金融支援機構復旧費の指導に関する事 2 地震被災建築物の応急危険度判定に関する事 3 被災宅地危険度判定に関する事	住宅班	1 府営住宅の応急修理に関する事 2 公営住宅の被害状況調査及び応急復旧の指導に関する事 3 応急仮設住宅の設計・施工に関する事	営繕班	1 府有建築物の被害状況調査及び応急復旧の指導に関する事	<table border="1"> <thead> <tr> <th>班 名</th> <th>事 務 分 掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>監理班</td> <td>1 <u>部内各班の体制の確立及び関係各部</u>との連絡調整に関する事 2 部内関係ボランティアの登録、受入及び派遣に関する事</td> </tr> <tr> <td>指導検査班</td> <td>1 公共土木施設等の応急復旧工事の技術指導に関する事</td> </tr> <tr> <td>用地班</td> <td>1 用地事務の指導に関する事 2 被災地における応急的な土地利用情報に関する事</td> </tr> <tr> <td>道路班</td> <td>1 道路、橋梁等の整備点検に関する事 2 道路、橋梁等<u>及び通行規制</u>の情報の把握及び通報、<u>情報共有、府民・道路利用者への情報提供</u>に関する事 3 道路、橋梁等の被害状況調査及び応急復旧に関する事 4 道路除雪の情報の把握及び通報に関する事 5 道路除雪対策に関する事 6 <u>交通班との連絡に関する事</u> 7 <u>都市施設のうち道路の被害調査に関する事</u></td> </tr> <tr> <td>交通政策班</td> <td>1 <u>公共交通関係機関</u>との連絡調整に関する事</td> </tr> <tr> <td>河川・砂防班</td> <td>1 水防に関する事 2 ダム等河川附属物の運用についての指導又は監督に関する事 3 河川・砂防及び海岸（国土交通省水管理・国土保全局所管）関係施設の整備点検に関する事 4 水防関係情報の把握及び通報に関する事 5 河川・砂防及び海岸（国土交通省水管理・国土保全局所管）の被害状況調査及び応急復旧に関する事 6 公共土木施設等被害状況の収集整理に関する事 7 公共土木施設等の応急復旧調整に関する事 8 雨量水位観測施設等の運用に関する事 9 <u>調整班</u>及び農村振興班との連絡に関する事 10 京都地方気象台<u>及び</u>近畿地方整備局及びその出先機関に対する連絡及び要請に関する事 11 <u>排水ポンプ車に関する事</u></td> </tr> <tr> <td>都市計画班</td> <td>1 都市計画事務の指導に関する事 2 公園等の施設の被害状況調査に関する事</td> </tr> <tr> <td><u>水環境対策班</u></td> <td>1 <u>流域下水道施設の運転管理、被害状況調査、雨水幹線に関する事</u> 2 <u>公共の汚水処理施設、市町村の雨水排水施設の被害状況調査に関する事</u></td> </tr> <tr> <td>建築指導班</td> <td>1 被災住宅に対する独立行政法人住宅金融支援機構復旧費の指導に関する事 2 地震被災建築物の応急危険度判定に関する事 3 被災宅地危険度判定に関する事</td> </tr> <tr> <td>住宅班</td> <td>1 府営住宅の応急修理に関する事 2 公営住宅の被害状況調査及び応急復旧の指導に関する事 3 応急仮設住宅の設計・施工に関する事</td> </tr> </tbody> </table>	班 名	事 務 分 掌	監理班	1 <u>部内各班の体制の確立及び関係各部</u> との連絡調整に関する事 2 部内関係ボランティアの登録、受入及び派遣に関する事	指導検査班	1 公共土木施設等の応急復旧工事の技術指導に関する事	用地班	1 用地事務の指導に関する事 2 被災地における応急的な土地利用情報に関する事	道路班	1 道路、橋梁等の整備点検に関する事 2 道路、橋梁等 <u>及び通行規制</u> の情報の把握及び通報、 <u>情報共有、府民・道路利用者への情報提供</u> に関する事 3 道路、橋梁等の被害状況調査及び応急復旧に関する事 4 道路除雪の情報の把握及び通報に関する事 5 道路除雪対策に関する事 6 <u>交通班との連絡に関する事</u> 7 <u>都市施設のうち道路の被害調査に関する事</u>	交通政策班	1 <u>公共交通関係機関</u> との連絡調整に関する事	河川・砂防班	1 水防に関する事 2 ダム等河川附属物の運用についての指導又は監督に関する事 3 河川・砂防及び海岸（国土交通省水管理・国土保全局所管）関係施設の整備点検に関する事 4 水防関係情報の把握及び通報に関する事 5 河川・砂防及び海岸（国土交通省水管理・国土保全局所管）の被害状況調査及び応急復旧に関する事 6 公共土木施設等被害状況の収集整理に関する事 7 公共土木施設等の応急復旧調整に関する事 8 雨量水位観測施設等の運用に関する事 9 <u>調整班</u> 及び農村振興班との連絡に関する事 10 京都地方気象台 <u>及び</u> 近畿地方整備局及びその出先機関に対する連絡及び要請に関する事 11 <u>排水ポンプ車に関する事</u>	都市計画班	1 都市計画事務の指導に関する事 2 公園等の施設の被害状況調査に関する事	<u>水環境対策班</u>	1 <u>流域下水道施設の運転管理、被害状況調査、雨水幹線に関する事</u> 2 <u>公共の汚水処理施設、市町村の雨水排水施設の被害状況調査に関する事</u>	建築指導班	1 被災住宅に対する独立行政法人住宅金融支援機構復旧費の指導に関する事 2 地震被災建築物の応急危険度判定に関する事 3 被災宅地危険度判定に関する事	住宅班	1 府営住宅の応急修理に関する事 2 公営住宅の被害状況調査及び応急復旧の指導に関する事 3 応急仮設住宅の設計・施工に関する事
		班 名	事 務 分 掌																																														
		監理班	1 関係各部との連絡及び部内各班との連絡調整に関する事 2 部内関係ボランティアの登録、受入及び派遣に関する事																																														
		指導検査班	1 公共土木施設等の応急復旧工事の技術指導に関する事																																														
		用地班	1 用地事務の指導に関する事 2 被災地における応急的な土地利用情報に関する事																																														
		道路班	1 道路、橋梁等の整備点検に関する事 2 道路、橋梁等の情報の把握及び通報に関する事 3 道路、橋梁等の被害状況調査及び応急復旧に関する事 4 道路除雪の情報の把握及び通報に関する事 5 道路除雪対策に関する事 6 都市施設のうち道路の被害調査に関する事																																														
		港湾班	1 港湾関係施設及び海岸（国土交通省港湾局所管）関係施設の整備点検に関する事 2 港湾関係施設及び海岸（国土交通省港湾局所管）の被害状況調査及び応急復旧に関する事																																														
		交通政策班	1 運輸交通機関との連絡調整に関する事																																														
		河川・砂防班	1 水防に関する事 2 ダム等河川附属物の運用についての指導又は監督に関する事 3 河川・砂防及び海岸（国土交通省水管理・国土保全局所管）関係施設の整備点検に関する事 4 水防関係情報の把握及び通報に関する事 5 河川・砂防及び海岸（国土交通省水管理・国土保全局所管）の被害状況調査及び応急復旧に関する事 6 公共土木施設等被害状況の収集整理に関する事 7 公共土木施設等の応急復旧調整に関する事 8 雨量水位観測施設等の運用に関する事 9 調整部及び農村振興班との連絡に関する事 10 京都地方気象台並びに近畿地方整備局及びその出先機関に対する連絡及び要請に関する事																																														
		都市計画班	1 都市計画事務の指導に関する事 2 公園等の施設の被害状況調査に関する事																																														
		建築指導班	1 被災住宅に対する独立行政法人住宅金融支援機構復旧費の指導に関する事 2 地震被災建築物の応急危険度判定に関する事 3 被災宅地危険度判定に関する事																																														
住宅班	1 府営住宅の応急修理に関する事 2 公営住宅の被害状況調査及び応急復旧の指導に関する事 3 応急仮設住宅の設計・施工に関する事																																																
営繕班	1 府有建築物の被害状況調査及び応急復旧の指導に関する事																																																
班 名	事 務 分 掌																																																
監理班	1 <u>部内各班の体制の確立及び関係各部</u> との連絡調整に関する事 2 部内関係ボランティアの登録、受入及び派遣に関する事																																																
指導検査班	1 公共土木施設等の応急復旧工事の技術指導に関する事																																																
用地班	1 用地事務の指導に関する事 2 被災地における応急的な土地利用情報に関する事																																																
道路班	1 道路、橋梁等の整備点検に関する事 2 道路、橋梁等 <u>及び通行規制</u> の情報の把握及び通報、 <u>情報共有、府民・道路利用者への情報提供</u> に関する事 3 道路、橋梁等の被害状況調査及び応急復旧に関する事 4 道路除雪の情報の把握及び通報に関する事 5 道路除雪対策に関する事 6 <u>交通班との連絡に関する事</u> 7 <u>都市施設のうち道路の被害調査に関する事</u>																																																
交通政策班	1 <u>公共交通関係機関</u> との連絡調整に関する事																																																
河川・砂防班	1 水防に関する事 2 ダム等河川附属物の運用についての指導又は監督に関する事 3 河川・砂防及び海岸（国土交通省水管理・国土保全局所管）関係施設の整備点検に関する事 4 水防関係情報の把握及び通報に関する事 5 河川・砂防及び海岸（国土交通省水管理・国土保全局所管）の被害状況調査及び応急復旧に関する事 6 公共土木施設等被害状況の収集整理に関する事 7 公共土木施設等の応急復旧調整に関する事 8 雨量水位観測施設等の運用に関する事 9 <u>調整班</u> 及び農村振興班との連絡に関する事 10 京都地方気象台 <u>及び</u> 近畿地方整備局及びその出先機関に対する連絡及び要請に関する事 11 <u>排水ポンプ車に関する事</u>																																																
都市計画班	1 都市計画事務の指導に関する事 2 公園等の施設の被害状況調査に関する事																																																
<u>水環境対策班</u>	1 <u>流域下水道施設の運転管理、被害状況調査、雨水幹線に関する事</u> 2 <u>公共の汚水処理施設、市町村の雨水排水施設の被害状況調査に関する事</u>																																																
建築指導班	1 被災住宅に対する独立行政法人住宅金融支援機構復旧費の指導に関する事 2 地震被災建築物の応急危険度判定に関する事 3 被災宅地危険度判定に関する事																																																
住宅班	1 府営住宅の応急修理に関する事 2 公営住宅の被害状況調査及び応急復旧の指導に関する事 3 応急仮設住宅の設計・施工に関する事																																																

改定理由	頁	現行	改定案												
字句修正等	16	<p>第5章 予報及び警報等</p> <p>第1節 大雨・洪水に関する予警報等</p> <p>1 気象庁が行う水防活動用予報及び警報</p> <p>(略)</p> <p>(1) 予報警報の区域</p> <p>(略)</p> <p>(2) 予報警報の種類</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 大雨警報</p> <p>(略)</p>	<table border="1" data-bbox="1736 241 2849 472"> <tr> <td>営繕班</td> <td>1 府有建築物の被害状況調査及び応急復旧の指導に関すること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">港湾班</td> <td>1 港湾関係施設及び海岸（国土交通省港湾局所管）関係施設の整備点検に関すること。</td> </tr> <tr> <td>2 港湾関係施設及び海岸（国土交通省港湾局所管）の被害状況調査及び応急復旧に関すること。</td> </tr> </table> <p>第5章 予報及び警報等</p> <p>第1節 大雨・洪水に関する予警報等</p> <p>1 気象庁が行う水防活動用予報及び警報</p> <p>(略)</p> <p>(1) 予報警報の区域</p> <p>(略)</p> <p>(2) 予報警報の種類</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 大雨警報</p> <p>(略)</p>	営繕班	1 府有建築物の被害状況調査及び応急復旧の指導に関すること。	港湾班	1 港湾関係施設及び海岸（国土交通省港湾局所管）関係施設の整備点検に関すること。	2 港湾関係施設及び海岸（国土交通省港湾局所管）の被害状況調査及び応急復旧に関すること。							
営繕班	1 府有建築物の被害状況調査及び応急復旧の指導に関すること。														
港湾班	1 港湾関係施設及び海岸（国土交通省港湾局所管）関係施設の整備点検に関すること。														
	2 港湾関係施設及び海岸（国土交通省港湾局所管）の被害状況調査及び応急復旧に関すること。														
字句修正等	17	<table border="1" data-bbox="623 934 1676 1060"> <thead> <tr> <th>基準要素（括弧内は指標）</th> <th>警報（括弧内は特に警戒すべき事項）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>表面雨量指数</td> <td>大雨警報（浸水害）</td> </tr> <tr> <td>土壌雨量指数基準</td> <td>大雨警報（土砂災害）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「雨量」、「土壌雨量指数」両方の基準要素に応じた表記は、「大雨警報（土砂災害、浸水害）」となる</p> <p>オ 大雨特別警報（浸水害）（土砂災害）</p> <p>カ～ク (略)</p> <p>(3) 予報警報の発表基準</p> <p>(略)</p> <p>(4) 予報警報の継続・切替・解除</p> <p>ア 注意報・警報は、雨量などが発表基準に達するおそれが生じた場合に随時に発表され、その種類にかかわらず、解除されるまで継続される。</p> <p>イ いずれかの注意報・警報の継続中に新たな発表がされたときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に、新たな注意報・警報に切替られる。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(5) 伝達方法等</p> <p>(略)</p> <p>2 大雨警報・洪水警報等を補足する情報</p> <p>(略)</p>	基準要素（括弧内は指標）	警報（括弧内は特に警戒すべき事項）	表面雨量指数	大雨警報（浸水害）	土壌雨量指数基準	大雨警報（土砂災害）	<table border="1" data-bbox="1765 924 2834 1050"> <thead> <tr> <th>基準要素</th> <th>警報（括弧内は特に警戒すべき事項）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>表面雨量指数</td> <td>大雨警報（浸水害）</td> </tr> <tr> <td>土壌雨量指数</td> <td>大雨警報（土砂災害）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「<u>表面雨量指数</u>」、「土壌雨量指数」両方の基準要素に応じた表記は、「大雨警報（土砂災害、浸水害）」となる</p> <p>オ 大雨特別警報</p> <p>カ～ク (略)</p> <p>(3) 予報警報の発表基準</p> <p>(略)</p> <p>(4) 予報警報の継続・切替・解除</p> <p>ア <u>注意報は災害が起こるおそれがあると予想される場合に、警報は重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に随時発表され、その種類にかかわらず、解除されるまで継続される。</u></p> <p>イ いずれかの注意報・警報の継続中に新たな発表がされたときは、これまで継続中の注意報・警報は<u>自動的に解除または更新されて、新たな注意報・警報に切り替えられる。</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>(5) 伝達方法等</p> <p>(略)</p> <p>2 大雨警報・洪水警報等を補足する情報</p> <p>(略)</p>	基準要素	警報（括弧内は特に警戒すべき事項）	表面雨量指数	大雨警報（浸水害）	土壌雨量指数	大雨警報（土砂災害）
基準要素（括弧内は指標）	警報（括弧内は特に警戒すべき事項）														
表面雨量指数	大雨警報（浸水害）														
土壌雨量指数基準	大雨警報（土砂災害）														
基準要素	警報（括弧内は特に警戒すべき事項）														
表面雨量指数	大雨警報（浸水害）														
土壌雨量指数	大雨警報（土砂災害）														
	18														

改定理由	頁	現 行	改 定 案
字句修正等	18	3 気象情報 ア～ウ (略) (1) 台風情報 ア 台風情報の発表 台風情報は、京都地方気象台が発表する。 発表開始の目安は、台風の強さや進行状況によるが、京都府に影響するおそれが強まった(300～600 kmに接近)時点とし、影響が弱まった時点での情報には、「終了」の通知を含めて発表する。	3 気象情報 ア～ウ (略) (1) 台風情報 ア 台風情報の発表 台風情報は、京都地方気象台が発表する。 発表開始の目安は、台風の強さや進行状況によるが、京都府に影響するおそれが強まった時点とし、影響が弱まった時点での情報には、「終了」の通知を含めて発表する。
字句修正等	19	イ (略) ウ 台風情報の内容 台風情報の情報文には、台風の概況・現在位置・進行方向と速度・中心気圧・中心付近の最大風速(10分間平均)・最大瞬間風速・暴風域(25m/s以上)・強風域(15m/s以上)・数時間後の予想位置・暴風についての予想・12時間後、24時間後などの予報円と暴風警戒域・雨量の実況・風雨の予想・波浪や高潮の現況と予想・防災上のコメント等の中から緊要な事項を抽出して報ずる。	イ (略) ウ 台風情報の内容 <u>台風情報は、台風の強さ、位置等の現状、暴風域、波浪等の現況及びこれらについての予想、並びに警戒事項等の中から緊要な事項を抽出して報ずる。</u>
字句修正等	20	(2) 大雨情報 ア 大雨情報の発表 大雨情報は、京都地方気象台が発表する。 大雨情報は、大雨が予想される気象状況について、注意報又は警報発表の予告的情報として、また、注意報・警報の継続中に気象状況の変化・降雨の実況と予測・防災上のコメント等を報ずる。	(2) 大雨情報 ア 大雨情報の発表 大雨情報は、京都地方気象台が発表する。 <u>イ 内容</u> 大雨情報は、大雨が予想される気象状況について <u>の注意報・警報の予告または補完のために、降雨の実況及び予測並びに警戒事項等を報ずる。</u>
	21	イ 台風情報との関係 (略) ウ 大雨情報の伝達 (略) (4) 土砂災害警戒情報 (略)	<u>ウ</u> 台風情報との関係 (略) <u>エ</u> 大雨情報の伝達 (略) (4) 土砂災害警戒情報 (略)
	21	4 気象観測所の配置 (略) 5 国土交通大臣が気象庁長官と共同して行う洪水予報 (略)	4 気象観測所の配置 (略) 5 国土交通大臣が気象庁長官と共同して行う洪水予報 (略)
	21	6 国土交通大臣が行う水防警報 (略)	6 国土交通大臣が行う水防警報 (略)

改定理由	頁	現行	改定案																									
内閣府「避難勧告等に関するガイドライン」の改訂に基づき、警戒レベル相当情報を追記	35	<p>7 知事が行う洪水予報</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 発表の種類及び基準</p> <table border="1" data-bbox="599 367 1685 781"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>氾濫注意情報 (洪水注意報)</td> <td>基準点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。</td> </tr> <tr> <td>氾濫警戒情報 (洪水警報)</td> <td>基準点の水位が、一定時間後に氾濫危険水位（特別警戒水位）に達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報 (洪水警報)</td> <td>基準点の水位が、氾濫危険水位（特別警戒水位）に達したとき。</td> </tr> <tr> <td>氾濫発生情報 (洪水警報)</td> <td>洪水予報区間内で、氾濫が発生したとき。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	基準	氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。	氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準点の水位が、一定時間後に氾濫危険水位（特別警戒水位）に達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。	氾濫危険情報 (洪水警報)	基準点の水位が、氾濫危険水位（特別警戒水位）に達したとき。	氾濫発生情報 (洪水警報)	洪水予報区間内で、氾濫が発生したとき。	<p>7 知事が行う洪水予報</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 発表の種類及び基準</p> <table border="1" data-bbox="1745 367 2867 865"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>基準</th> <th>警戒レベル 相当情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>氾濫注意情報 (洪水注意報)</td> <td>基準点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。</td> <td>警戒レベル2 相当情報</td> </tr> <tr> <td>氾濫警戒情報 (洪水警報)</td> <td>基準点の水位が、一定時間後に氾濫危険水位（特別警戒水位）に達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。</td> <td>警戒レベル3 相当情報</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報 (洪水警報)</td> <td>基準点の水位が、氾濫危険水位（特別警戒水位）に達したとき。</td> <td>警戒レベル4 相当情報</td> </tr> <tr> <td>氾濫発生情報 (洪水警報)</td> <td>洪水予報区間内で、氾濫が発生したとき。</td> <td>警戒レベル5 相当情報</td> </tr> </tbody> </table>	種類	基準	警戒レベル 相当情報	氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。	警戒レベル2 相当情報	氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準点の水位が、一定時間後に氾濫危険水位（特別警戒水位）に達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。	警戒レベル3 相当情報	氾濫危険情報 (洪水警報)	基準点の水位が、氾濫危険水位（特別警戒水位）に達したとき。	警戒レベル4 相当情報	氾濫発生情報 (洪水警報)	洪水予報区間内で、氾濫が発生したとき。	警戒レベル5 相当情報
種類	基準																											
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。																											
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準点の水位が、一定時間後に氾濫危険水位（特別警戒水位）に達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。																											
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準点の水位が、氾濫危険水位（特別警戒水位）に達したとき。																											
氾濫発生情報 (洪水警報)	洪水予報区間内で、氾濫が発生したとき。																											
種類	基準	警戒レベル 相当情報																										
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。	警戒レベル2 相当情報																										
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準点の水位が、一定時間後に氾濫危険水位（特別警戒水位）に達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。	警戒レベル3 相当情報																										
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準点の水位が、氾濫危険水位（特別警戒水位）に達したとき。	警戒レベル4 相当情報																										
氾濫発生情報 (洪水警報)	洪水予報区間内で、氾濫が発生したとき。	警戒レベル5 相当情報																										
字句修正等	36	<p>(4) (略)</p> <p>(5) 浸水想定区域図 水防法第14条の規定による浸水想定区域を参考編(394、395頁)に示す。 各河川の浸水想定区域図は、砂防課、関係土木事務所及び関係市町村で閲覧できる。 <参考図> 洪水予報実施区域及び対象水位観測所等を資料編(224、225頁)に示す。</p> <p>8 知事が行う水防警報及び水位情報の通知・周知等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 氾濫危険水位(特別警戒水位)に係る水位情報の通知・周知等 水防法第13条第2項の規定により、河川において洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、氾濫危険水位（特別警戒水位）に達したとき関係水防管理者等に通知するとともに、インターネット（京都府ホームページ）等により一般に周知する。 また、知事が指定した河川について通知をした知事は、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知するものとする。 なお、氾濫危険水位（特別警戒水位）及び浸水想定区域については、水位情報の通知・周知を実施する河川において順次設定又は指定を行う。その浸水想定区域図は砂防課及び関係土木事務所等で閲覧に供する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>洪水</u>浸水想定区域図 <u>洪水予報を実施する河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。</u> <u>洪水予報を実施する河川における洪水</u>浸水想定区域図は、砂防課、関係土木事務所及び関係市町村で閲覧に供する。（水防法第14条）</p> <p>8 知事が行う水防警報及び水位情報の通知・周知等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>水位周知河川における</u>水位情報の通知・周知等 水防法第13条第2項の規定により、河川において洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、<u>氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位及び氾濫危険水位（特別警戒水位）</u>に達したとき関係水防管理者等に通知するとともに、インターネット（京都府ホームページ）等により一般に周知する。 <u>なお、水位周知河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。</u> その<u>洪水</u>浸水想定区域図は、砂防課及び関係土木事務所等で閲覧に供する</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p>																									

改定理由	頁	現 行	改 定 案															
内閣府「避難勧告等に関するガイドライン」の改訂に基づき、警戒レベル相当情報を追記	36	(5) 発表及び通知の形式 水防警報の発表及び水位情報の通知は、別紙様式（資料編 157～165 頁、166～167 頁、様式⑫、⑬）により行う。	(5) 発表及び通知の形式 ・ <u>発表の種類及び基準</u> <table border="1" data-bbox="1739 283 2864 661"> <thead> <tr> <th data-bbox="1739 283 1929 325">種 類</th> <th data-bbox="1929 283 2558 325">基 準</th> <th data-bbox="2558 283 2864 325">警戒レベル相当情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1739 325 1929 409"><u>氾濫注意情報</u></td> <td data-bbox="1929 325 2558 409"><u>基準点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき</u></td> <td data-bbox="2558 325 2864 409"><u>警戒レベル 2 相当情報</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1739 409 1929 493"><u>氾濫警戒情報</u></td> <td data-bbox="1929 409 2558 493"><u>基準点の水位が避難判断水位に達したとき</u></td> <td data-bbox="2558 409 2864 493"><u>警戒レベル 3 相当情報</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1739 493 1929 577"><u>氾濫危険情報</u></td> <td data-bbox="1929 493 2558 577"><u>基準点の水位が氾濫危険水位（特別警戒水位）に達したとき</u></td> <td data-bbox="2558 493 2864 577"><u>警戒レベル 4 相当情報</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1739 577 1929 661"><u>氾濫発生情報</u></td> <td data-bbox="1929 577 2558 661"><u>水位周知区間内で氾濫が発生したとき</u></td> <td data-bbox="2558 577 2864 661"><u>警戒レベル 5 相当情報</u></td> </tr> </tbody> </table> ・ <u>通知の形式</u> 水位情報の通知は、別紙様式（資料編 157～165 頁、166～167 頁、様式⑫、⑬）により行う。	種 類	基 準	警戒レベル相当情報	<u>氾濫注意情報</u>	<u>基準点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき</u>	<u>警戒レベル 2 相当情報</u>	<u>氾濫警戒情報</u>	<u>基準点の水位が避難判断水位に達したとき</u>	<u>警戒レベル 3 相当情報</u>	<u>氾濫危険情報</u>	<u>基準点の水位が氾濫危険水位（特別警戒水位）に達したとき</u>	<u>警戒レベル 4 相当情報</u>	<u>氾濫発生情報</u>	<u>水位周知区間内で氾濫が発生したとき</u>	<u>警戒レベル 5 相当情報</u>
種 類	基 準	警戒レベル相当情報																
<u>氾濫注意情報</u>	<u>基準点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき</u>	<u>警戒レベル 2 相当情報</u>																
<u>氾濫警戒情報</u>	<u>基準点の水位が避難判断水位に達したとき</u>	<u>警戒レベル 3 相当情報</u>																
<u>氾濫危険情報</u>	<u>基準点の水位が氾濫危険水位（特別警戒水位）に達したとき</u>	<u>警戒レベル 4 相当情報</u>																
<u>氾濫発生情報</u>	<u>水位周知区間内で氾濫が発生したとき</u>	<u>警戒レベル 5 相当情報</u>																
字句修正等		(6) 水位情報の通知・周知を行う河川の浸水想定区域図 水防法第 14 条の規定による浸水想定区域を参考編に示す。	(6) <u>水位周知河川における洪水浸水想定区域図</u> <u>水位周知河川における洪水浸水想定区域図は、砂防課、関係土木事務所及び関係市町村で閲覧に供する。（水防法第 14 条）</u>															
字句修正等	41	第 2 節 地震及び津波に関する予警報 1 津波警報等 (略)	第 2 節 地震及び津波に関する予警報等 1 津波警報等 (略)															
字句修正等	43	2 地震及び津波に関する情報 地震及び津波に関する資料や状況を速報するための「地震及び津波に関する情報」は、気象庁地震火山部及び大阪管区气象台から発表される。 (1) 地震及び津波に関する情報の種類と内容 地震及び津波に関する情報の種類と内容は次のとおりである。 地震及び津波に関する情報の種類と内容 (表)	2 地震情報及び津波警報等 地震及び津波に関する資料や状況を速報するための「 <u>地震情報及び津波警報等</u> 」は、気象庁地震火山部及び大阪管区气象台から発表される。 (1) <u>地震情報及び津波警報等</u> の種類と内容 <u>地震情報及び津波警報等</u> の種類と内容は次のとおりである。 <u>地震情報及び津波警報等</u> の種類と内容 (表)															
字句修正等	44	(2) 情報の伝達基準 京都地方气象台からの地震及び津波に関する情報の伝達基準は、おおむね次による。 ア～カ (略)	(2) 情報の伝達基準 京都地方气象台からの <u>地震情報及び津波警報等</u> の伝達基準は、おおむね次による。 ア～カ (略)															
字句修正等	45	(3) 情報の伝達 京都地方气象台が行う地震及び津波に関する情報の伝達方法は、次による。 ア 地震及び津波に関する情報は、気象庁地震火山部又は大阪管区气象台から発表される情報文に京都地方气象台が頭書きを付加して伝達する。ただし、遠地地震の震源・震度に関する情報及びその他の情報は「そのまま」伝達する。 また「各地の震度に関する情報」については、京都府で震度 1 以上を観測した地点を伝達する。 イ 地震及び津波に関する情報の伝達手段並びに伝達経路については、資料編（130 頁）に定める。	(3) 情報の伝達 京都地方气象台が行う <u>地震情報及び津波警報等</u> の伝達方法は、次による。 ア <u>地震情報及び津波警報等</u> は、気象庁地震火山部又は大阪管区气象台から発表される情報文に京都地方气象台が頭書きを付加して伝達する。ただし、遠地地震の震源・震度に関する情報及びその他の情報は「そのまま」伝達する。 また「各地の震度に関する情報」については、京都府で震度 1 以上を観測した地点を伝達する。 イ <u>地震情報及び津波警報等</u> の伝達手段並びに伝達経路については、資料編（130 頁）に定める。															

改 定 理 由	頁	現 行	改 定 案
<p>字句修正等</p> <p>字句修正等</p> <p>災害対応の総合的な検証会議「最終報告書」を踏まえた改訂（危機管理型水位計の追記）</p>	47	<p>第6章 雨量・水位等の観測と通報・公表要領</p> <p>第1節 雨量・水位の観測等</p> <p>府管理のテレメータによる雨量・水位観測所及び河川防災カメラは、資料「京都府雨量水位観測所・河川防災カメラ等」（資料編241～248頁）のとおりである。</p> <p>雨量・水位観測所の観測データ及び河川防災カメラの画像は、河川情報システムにより土木事務所等及び河川課・砂防課に自動的に送信される。</p> <p>土木事務所等及び河川課・砂防課は、このシステム等を活用し、降雨や河川の状況等の把握に努めるものとする。</p> <p>第2節 雨量・水位の通報要領</p> <p>1 雨量・水位の通報</p> <p>河川課・砂防課は、府管理の雨量及び水位のデータを、関係气象台及び直轄河川事務所等から提供される情報とあわせて、京都府雨量水位観測システムにより市町村等に通報する</p> <p>水防法第12条第1項の定めによる水防団待機水位（指定水位）を超えているときの水位の通報は、上記によるものとする。</p> <p>なお、上記のほか、水防警報河川以外の河川において水防団待機水位（指定水位）、氾濫注意水位（警戒水位）を超えたとき又は超える見込みのときは、注意喚起のため、電話又はFAXによりその旨を市町村に通報する。</p> <p>2 障害時の通報</p> <p>無線や観測機器等に障害が生じ、観測データが送信されない場合、土木事務所等は、職員の現認等により降雨や河川の状況等を把握し、河川課・砂防課及び市町村に通報する。</p> <p>通報は、次の要領で行うものとするが、障害の状況等により適宜の内容とする。</p> <p>(1) 通報の手段</p> <p>ア 電話による通報</p> <p>雨量の通報例：「〇〇雨量観測所の〇時現在の時間雨量は〇〇mmです。総雨量は〇〇mmです。」</p> <p>水位の通報例：「〇〇川〇〇水位観測所の水位は、〇時現在、〇. 〇〇mです。」</p> <p>「〇〇川〇〇水位観測所の水位が、〇時現在、水防団待機水位（指定水位）又は氾濫注意水位（警戒水位）を上（下）回り、〇. 〇〇mです。（これで、通報を中止します。）」</p> <p>イ FAXによる通報は、観測記録用紙（資料編135、136頁）又は任意様式により行う。</p> <p>(2) 通報の時期</p> <p>ア 雨量の通報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎正時 <p>イ 水位の通報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水防団待機水位（指定水位）又は、氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき ・水防団待機水位（指定水位）に達してから水防団待機水位（指定水位）を下回るまでの間の毎正時 ・水防団待機水位（指定水位）又は、氾濫注意水位（警戒水位）を下回ったとき ・その他、必要と認められるとき 	<p>第6章 雨量・水位等の観測・通報及び公表</p> <p>第1節 雨量の観測及び通報</p> <p>1 雨量の観測</p> <p><u>京都府が管理する雨量観測所は、次のとおりである。</u></p> <p><u>□雨量観測所：資料編241頁～242頁（京都府管理）</u></p> <p><u>また、府内における国土交通省管理及び気象庁管理の雨量観測所は次のとおりである。</u></p> <p><u>□雨量観測所：資料編249頁（国土交通省管理）</u></p> <p><u>□雨量観測所：資料編252頁（気象庁管理）</u></p> <p>2 雨量の通報</p> <p><u>河川課・砂防課は、府管理の雨量データを、関係气象台及び直轄河川事務所等から提供される情報とあわせて、京都府雨量水位観測システムにより市町村等に通報する。</u></p> <p>3 障害時の通報</p> <p><u>システムに障害が発生した場合は、以下の要領で電話等により通報するものとする。</u></p> <p>(1) 通報の手段</p> <p>ア 電話による通報</p> <p>通報例：「〇〇雨量観測所の〇時現在の時間雨量は〇〇mmです。総雨量は〇〇mmです。」</p> <p>イ FAXによる通報</p> <p>観測記録用紙（資料編135、136頁）又は任意様式により行う。</p> <p>(2) 通報の時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎正時 <p>(3) 通報の中止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水防態勢を解いたとき <p>第2節 水位の観測及び通報</p> <p>1 水位の観測</p> <p><u>京都府が管理する水位観測所及び河川防災カメラは、次のとおりである。</u></p> <p><u>□水位観測所（通常水位計）：資料編243頁～244頁（京都府管理）</u></p> <p><u>□水位観測所（危機管理型水位計）：資料編245～246頁（京都府管理）</u></p> <p><u>□河川防災カメラ設置箇所：資料編247頁～248頁（京都府管理）</u></p> <p><u>また、府内における国土交通省管理の水位観測所は次のとおりである</u></p> <p><u>□水位観測所：資料編250頁（国土交通省管理）</u></p> <p>2 水位の通報</p> <p><u>河川課・砂防課は、府管理の水位データ（通常水位計で観測された水位データ）を、関係气象台及び直轄河川事務所等から提供される情報とあわせて、京都府雨量水位観測システムにより市町村等に通報する</u></p> <p><u>水防法第12条第1項の定めによる水防団待機水位（指定水位）を超えているときの水位の通報は、上記によるものとする。</u></p>

改定理由	頁	現行	改定案
<p>字句修正等</p> <p>災害対応の総合的な検証会議「最終報告書」を踏まえた改訂</p>	48	<p>(3) 通報の中止</p> <p>ア 雨量の通報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水防態勢を解いたとき <p>イ 水位の通報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水防団待機水位（指定水位）を下回ったとき ・氾濫注意水位（警戒水位）以下で、今後の水位上昇が、認められなくなったとき ・水防態勢を解いたとき <p>以上の場合、雨量・水位の通報と併せて、通報を中止する旨連絡し、通報を終了する。</p> <p>第3節 雨量・水位、ダム諸量及び河川防災カメラ画像の公表</p> <p>河川課・砂防課は、府管理の雨量・水位及びダム諸量のデータを、関係気象台及び直轄河川事務所等から提供される情報とあわせて、常時インターネット(京都府ホームページ)、地上デジタルデータ放送等により公表する。</p> <p>水防法第12条第2項の定めによる氾濫注意水位(警戒水位)を超えているときの水位の公表は、上記によるものとする。</p> <p>また、河川防災カメラの画像についても、常時インターネット、地上デジタルデータ放送により公表する。</p> <p>第4節 連絡系統 (略)</p>	<p>3 障害時の通報</p> <p>無線や観測機器等に障害が生じ、観測データが送信されない場合、土木事務所等は、職員の現認等により河川の水位状況等を把握し、河川課・砂防課及び市町村等に通報する。</p> <p>通報は、次の要領で行うものとするが、障害の状況等により適宜の内容とする</p> <p>(1) 通報の手段</p> <p>ア 電話による通報</p> <p>通報例：「〇〇川〇〇水位観測所の水位は、〇時現在、〇. 〇〇mです。」「〇〇川〇〇水位観測所の水位が、〇時現在、水防団待機水位（指定水位）又は氾濫注意水位（警戒水位）を上（下）回り、〇. 〇〇mです。（これで、通報を中止します。）」</p> <p>イ FAXによる通報は、観測記録用紙（資料編 136 頁）又は任意様式により行う。</p> <p>(2) 通報の時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水防団待機水位（指定水位）又は、氾濫注意水位(警戒水位)に達したとき ・水防団待機水位（指定水位）に達してから水防団待機水位（指定水位）を下回るまでの間の毎正時 ・水防団待機水位（指定水位）又は、氾濫注意水位(警戒水位)を下回ったとき ・その他、必要と認められるとき <p>(3) 通報の中止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水防団待機水位（指定水位）を下回ったとき ・氾濫注意水位（警戒水位）以下で、今後の水位上昇が、認められなくなったとき ・水防態勢を解いたとき <p>第3節 雨量・水位、ダム諸量及び河川防災カメラ画像の公表</p> <p>河川課・砂防課は、府管理の雨量・水位及びダム諸量のデータを、関係気象台及び直轄河川事務所等から提供される情報とあわせて、常時インターネット（京都府ホームページ）、地上デジタルデータ放送等により公表する。</p> <p>水防法第12条第2項の定めによる氾濫注意水位（警戒水位）を超えているときの水位の公表は、上記によるものとする。</p> <p>また、河川防災カメラの画像についても、常時インターネット、地上デジタルデータ放送により公表する。</p> <p><u>なお、大野ダムについては、放流情報やダム湖カメラ映像等、分かりやすく緊迫感が伝わるダム情報を提供する。</u></p> <p>第4節 連絡系統 (略)</p>

改定理由	頁	現行	改定案
<p>災害対応の総合的な検証会議「最終報告書」を踏まえた改訂</p>	<p>49</p>	<p>第7章 ダム・水門等の操作 1 ダム・水門等 水防上重要なダム及び水門等は参考編（2 ダム一覧表、3 重要水こう門一覧表）のとおりである。 ダム及び水門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。 ダム及び水門等の管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報の通知を受けたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めるときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>第7章 ダム・水門等の操作 1 ダム・水門等 水防上重要なダム及び水門等は参考編（2 ダム一覧表、3 重要水こう門一覧表）のとおりである。 ダム及び水門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。 ダム及び水門等の管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報の通知を受けたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めるときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。 <u>なお、大野ダムについては、洪水調節容量を確保するため、暫定対応として事前放流目標水位を引き下げることとし、実証実験により段階的に目標水位を下げる。</u></p> <p>2～3 (略)</p>
<p>内閣府「避難勧告等に関するガイドライン」の改訂に基づき、警戒レベル相当情報を追記</p>	<p>58</p>	<p>第13章 土砂災害対策 1～3 (略) 4 京都府と京都地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報及び京都府土砂災害警戒情報システムによる監視 (1) 目的 (略) (2) 基準 土砂災害警戒情報の発表基準は、警戒基準と警戒解除基準とからなり、以下のとおりとなる。 ア 警戒基準は、大雨警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて監視基準に達したときとする。また、その他必要が認められる場合には、京都府建設交通部砂防課と京都地方気象台が協議のうえ、土砂災害警戒情報を発表する。 イ (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p>	<p>第13章 土砂災害対策 1～3 (略) 4 京都府と京都地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報及び京都府土砂災害警戒情報システムによる監視 (1) 目的 (略) (2) 発表基準 土砂災害警戒情報の発表基準は、警戒基準と警戒解除基準とからなり、以下のとおりとなる。 ア 警戒基準は、大雨警報 <u>(土砂災害)</u> 発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて <u>土砂災害警戒情報の発表基準</u> に達したときとする。また、その他必要が認められる場合には、京都府建設交通部砂防課と京都地方気象台が協議のうえ、土砂災害警戒情報 <u>(警戒レベル4相当情報)</u> を発表する。 イ (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p>
<p>災害対応の総合的な検証会議「最終報告書」を踏まえた改訂</p>	<p>59</p>	<p>(5) 京都府土砂災害警戒情報システム ア～イ (略) ウ 用語解説 (ウ) CL (クリティカルライン) この値(線)を越えると土砂災害が発生する可能性が高まる線。過去の土砂災害の実績をもとに設定した。</p>	<p>(5) 京都府土砂災害警戒情報システム ア～イ (略) ウ 用語解説 (ウ) <u>土砂災害発生危険基準線</u> (CL) (クリティカルライン) この値(線)を越えると土砂災害が発生する可能性が高まる線であり、過去の土砂災害の実績をもとに設定している。 <u>今後、大きな土砂災害が発生した場合には、検証を行ったうえで必要に応じて見直すこととし、精度向上を図ることとする。</u></p>

改定理由
交通量・通行規制回数等を
時点更新

頁
62
64

第14章 道路防災対策
第1節 (略)
第2節 異常気象時における道路通行規制要領
(1) (略)
(2) 通行規制区間及び基準

平成30年度異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

図面 参照 番号	道路 種別	一般国道	道路 名称	担当者 事務所名	規制区間		延長 (km)	交通量 台/日	規制基準			危険内容	迂回路	道路 情報 モニター	前年度 通行止実績 回数	前年度 延時間 延時間	指定 年度	備考 道路交通 遮断箇所
					(H22C+K)				規制基準値(mm)									
					自 市区市 町村字	迄 市区市 町村字			通行注意 通行止	時間雨量 時間雨量	連続雨量 連続雨量							
2	1	6	2	号	南丹	南丹市美山町深見 ～京都府境(深見峠)	1.5	1,322	100	150	上野瀬テレメーター(河)	落石	なし	1	4.0	45	交通観測点 10940 遮断箇所 1箇所	
3	1	6	2	号	南丹	南丹市美山町盛郷 ～福井県境(堀越峠)	4.0	809	100	150	盛郷テレメーター(河)	落石 (河) 綾部宮島	なし	2	21.5	45	10970 遮断箇所 1箇所	
4	1	6	3	号	山城府	木津川市山城町上野 ～加茂町西	1.9	14,334	100	150	木津川テレメーター(河) (山城南土木事務所) 赤仁大橋テレメーター(河)	落石 (河) 天理加茂木津 (河) 奈良加茂	なし	1	8.5	45	10920 遮断箇所 2箇所	
5	1	6	3	号	山城府	木津川市加茂町井平尾 ～笠置町笠置	5.9	11,459	100	150	笠置テレメーター(河)	なし	なし	1	10.5	49	10930 遮断箇所 2箇所	
7	1	7	8	号	丹波	宮津市由良 ～栗田(奈良海岸)	3.1	7,541	150	200	西神崎テレメーター(河)	落石 (河) 舞鶴宮津	なし	なし	56	2	遮断箇所 2箇所	
8	1	7	8	号	丹波	宮津市里見 ～与謝郡伊根町高峯	7.6	3,260	80	120	日出テレメーター(河)	落石 (河) 中流見里流見 (河) 下世見本庄 (河) 奥流見岩夕鼻 (河) 久徳伊根	B-4	なし	1	15.0	56	11260 遮断箇所 4箇所
9	1	7	8	号	丹波	与謝郡伊根町長延 ～京丹後市丹波町袖志	7.0	2,712	100	150	宇川テレメーター(河)	なし	なし	1	4.0	45	11280 遮断箇所 3箇所	
11	3	1	2	号	丹波	京丹後市久美浜町坂井 ～船谷(岩手峠)	2.5	7,372	120	170	久美浜テレメーター(河)	落石 (河) 178号 (河) 482号	A-1 B-2 C-2	なし	45	11490 遮断箇所 2箇所		
12-1	3	1	2	号	丹波	宮津市宇喜多 (宮津与謝道路) ～宮津市宇津	6.4	1,472	20	40	宮津天橋立IC(道) 与謝天橋立IC(道)	落石 (河) 綾部大江宮津 路肩欠陥	B-3	なし	1	3.5	H22	11500 遮断箇所 2箇所
12-2	3	1	2	号	丹波	宮津市宇津 (野田川大宮道路) ～京丹後市大宮町森本	4.3	1,472	70	160	与謝天橋立IC(道) 水戸谷気象観測装置(道)	落石 (河) 312号	B-4	1	3.5	H29	11590 遮断箇所 1箇所	
13	4	2	3	号	南丹	亀岡市西別院町 ～曾我部町(法善峠)	3.0	4,718	120	150	亀岡テレメーター(河) (旧亀岡土木事務所)	落石 (河) 茨木亀岡 (河) 植原向日 (河) 東掛小林	A-2 C-1	なし	45	11680 遮断箇所 2箇所		
15	4	7	7	号	南丹	亀岡市郷ノ口 ～京都市右京区嵯峨越穂	4.0	1,147	80	120	神吉テレメーター(河)	落石 (河) 9号,162号 (河) 園部平屋 (河) 佐々江下中	B-2 C-1	なし	19.3	45	11670 遮断箇所 1箇所	
16	4	7	7	号	南丹	南丹市八木町神吉～京都市境 (小畑峠)	2.8	584	100	150	神吉テレメーター(河)	なし	なし	1	17.0	52	11670 遮断箇所 1箇所	
国 道 計																		

(注) 通行規制対象雨量は過去48時間の連続雨量を示す。
連続雨量……4時間以内の中断は連続雨量とみなす。

平成30年度異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

図面 参照 番号	道路 種別	主要地方道	道路 名称	担当者 事務所名	規制区間		延長 (km)	交通量 台/日	規制基準			危険内容	迂回路	道路 情報 モニター	前年度 通行止実績 回数	前年度 延時間 延時間	指定 年度	備考 道路交通 遮断箇所
					(H22C+K)				規制基準値(mm)									
					自 市区市 町村字	迄 市区市 町村字			通行注意 通行止	時間雨量 時間雨量	連続雨量 連続雨量							
18	(2号)	丹波	与謝郡与謝町岩屋 ～兵庫県境(岩屋峠)	1.5	1,760	80	120	滝テレメーター(河)	落石 (河) 加悦里東	B-2	なし	1	17.0	45	41220 遮断箇所 2箇所			
19	(3号)	山城府	宇治市横島町六石山 ～笠置県境	9.4	1,988	80	120	宇治テレメーター(河) (旧宇治土木事務所) 荒木テレメーター(河)	落石 (河) 24号 (河) 307号 (河) 宇治田原大石東	A-1 C-2	なし	2	9.3	45	40120 遮断箇所 1箇所			
20	(4号)	山城府	相楽郡笠置町南笠置 ～奈良県境	2.0	748	100	150	笠置テレメーター(河)	落石 (河) 奈良笠置	B-2	なし	2	38.5	49	40150 遮断箇所 2箇所			
21	(5号)	山城府	相楽郡和東町原山 ～笠置県境	12.0	1,800	100	150	湯船テレメーター(河)	なし	B-2	なし	1	11.5	45	40170 遮断箇所 2箇所			
22	(5号)	山城府	木津川市加茂町井平尾 ～相楽郡和東町長井	3.5	6,171	100	150	赤仁大橋テレメーター(河) 三上山テレメーター(河)	落石 (河) 宇治木橋	B-2	なし	1	10.0	49	40160 遮断箇所 2箇所			
23	(19号)	中丹波	福知山市大江町毛原 ～京丹後市久美浜町坂井	9.2	2,499	100	150	三上山テレメーター(河) 岩戸テレメーター(河)	落石 (河) 176号 (河) 175号 (河) 178号	B-2	なし	3	54.2	49	40320 遮断箇所 2箇所			
24	(19号)	丹波	京丹後市久美浜町坂井 ～兵庫県境(三原峠)	1.5	2,303	100	150	久美浜テレメーター(河)	落石 (河) 178号	B-1	なし	1	4.0	45	40400 遮断箇所 1箇所			
25	(59号)	南丹	船井郡京丹波町角 ～才原	2.4	119	100	150	和知川テレメーター(河)	落石 (河) 27号	A-2	なし	1	16.8	6	41490 遮断箇所 2箇所			
26	(19号)	南丹	南丹市園部町船岡 ～日吉町殿田	3.0	8,586	100	150	殿田テレメーター(河)	落石 (河) 9号 (河) 日吉京丹波	B-1 B-2	なし	1	15.0	45	40560 遮断箇所 2箇所			
27	(38号)	中丹波	舞鶴市小橋～野原 南丹市美山町田歌	3.5	952	100	120	空山テレメーター(河)	落石 (河) 野原大山	C-2	なし	3	34.5	45	40620 遮断箇所 2箇所			
28	(51号)	南丹	京都市河原美山線 ～京都市境(佐々峠)	15.3	63	80	150	佐々峠テレメーター(河)	落石 (河) 162号 (河) 477号	B-1 C-2	なし	2	40.0	49	41000 遮断箇所 1箇所			
30	(51号)	南丹	船井郡京丹波町下栗野 ～下乙尾	2.0	993	130	150	細谷テレメーター(河)	なし	B-2	なし	1	19.0	45	41250 遮断箇所 2箇所			
31	(51号)	中丹波	舞鶴市行水 ～綾部市水鏡(菅坂峠)	10.0	1,106	120	150	舞鶴テレメーター(河) (旧舞鶴土木事務所) 八津合テレメーター(河)	落石 (河) 27号 (河) 小浜線部	B-2 C-1	なし	1	10.5	49	41230 遮断箇所 3箇所			

(注) 通行規制対象雨量は過去48時間の連続雨量を示す。
連続雨量……4時間以内の中断は連続雨量とみなす。

交通量・通行規制回数等を
時点更新

頁
65

第14章 道路防災対策
第1節 (略)
第2節 異常気象時における道路通行規制要領
(1) (略)
(2) 通行規制区間及び基準

令和元年度異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

図面 参照 番号	道路 種別	一般国道	道路 名称	担当者 事務所名	規制区間		延長 (km)	交通量 台/日	規制基準			危険内容	迂回路	道路 情報 モニター	前年度 通行止実績 回数	前年度 延時間 延時間	指定 年度	備考 道路交通 遮断箇所
					(H27+C+K)				規制基準値(mm)									
					自 市区市 町村字	迄 市区市 町村字			通行注意 通行止	時間雨量 時間雨量	連続雨量 連続雨量							
2	1	6	2	号	南丹	南丹市美山町深見 ～京都市境(深見峠)	1.5	1,262	100	150	上野瀬テレメーター(河)	落石	なし	1	42.7	45	交通観測点 10960 遮断箇所 1箇所	
3	1	6	2	号	南丹	南丹市美山町盛郷 ～福井県境(堀越峠)	4.0	750	100	150	盛郷テレメーター(河)	落石 (河) 綾部宮島	なし	1	48.0	45	10930 遮断箇所 1箇所	
4	1	6	3	号	山城府	木津川市山城町上野 ～加茂町西	1.9	13,695	100	150	木津川テレメーター(河) (山城南土木事務所) 赤仁大橋テレメーター(河)	落石 (河) 天理加茂木津 (河) 奈良加茂	なし	1	3.0	45	10980 遮断箇所 2箇所	
5	1	6	3	号	山城府	木津川市加茂町井平尾 ～笠置町笠置	5.9	10,492	100	150	笠置テレメーター(河)	なし	なし	1	3.0	49	11030 遮断箇所 2箇所	
7	1	7	8	号	丹波	宮津市由良 ～栗田(奈良海岸)	3.1	7,042	150	200	西神崎テレメーター(河)	落石 (河) 舞鶴宮津	なし	1	53.0	56	11330 遮断箇所 2箇所	
8	1	7	8	号	丹波	宮津市里見 ～与謝郡伊根町高峯	7.6	3,244	80	120	日出テレメーター(河)	落石 (河) 中流見里流見 (河) 下世見本庄 (河) 奥流見岩夕鼻 (河) 久徳伊根	B-4	なし	3	155.5	56	11400 遮断箇所 4箇所
9	1	7	8	号	丹波	与謝郡伊根町長延 ～京丹後市丹波町袖志	7.0	2,439	100	150	宇川テレメーター(河)	なし	なし	3	86.8	45	11460 遮断箇所 3箇所	
11	3	1	2	号	丹波	京丹後市久美浜町坂井 ～船谷(岩手峠)	2.5	7,662	120	170	久美浜テレメーター(河)	落石 (河) 178号 (河) 482号	A-1 B-2 C-2	なし	1	36.0	45	11670 遮断箇所 2箇所
12-1	3	1	2	号	丹波	宮津市宇喜多 (宮津与謝道路) ～宮津市宇津	6.4	6,038	20	40	宮津天橋立IC(道) 与謝天橋立IC(道)	落石 (河) 綾部大江宮津 路肩欠陥	B-3	なし	2	23.5	H22	11680 遮断箇所 2箇所
12-2	3	1	2	号	丹波	宮津市宇津 (野田川大宮道路) ～京丹後市大宮町森本	4.3	6,038	20	40	与謝天橋立IC(道) 水戸谷気象観測装置(道)	落石 (河) 312号	B-4	1	2	23.5	H29	11680 遮断箇所 1箇所
13	4	2	3	号	南丹	亀岡市西別院町 ～曾我部町(法善峠)	3.0	3,660	120	150	亀岡テレメーター(河) (旧亀岡土木事務所)	落石 (河) 茨木亀岡 (河) 植原向日 (河) 東掛小林	A-2 C-1	なし	1	689.0	45	11780 遮断箇所 2箇所
15	4	7	7	号	南丹	亀岡市郷ノ口 ～京都市右京区嵯峨越穂	4.0	409	80	120	神吉テレメーター(河)	落石 (河) 9号,162号 (河) 園部平屋 (河) 佐々江下中	B-2 C-1	なし	3	90.5	45	11880 遮断箇所 2箇所
16	4	7	7	号	南丹	南丹市八木町神吉～京都市境 (小畑峠)	2.8	540	100	150	神吉テレメーター(河)	なし	なし	1	4963.0	52	11860 遮断箇所 1箇所	
国 道 計																		

(注) 通行規制対象雨量は過去48時間の連続雨量を示す。
連続雨量……4時間以内の中断は連続雨量とみなす。

令和元年度異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

図面 参照 番号	道路 種別	主要地方道	道路 名称	担当者 事務所名	規制区間		延長 (km)	交通量 台/日	規制基準			危険内容	迂回路	道路 情報 モニター	前年度 通行止実績 回数	前年度 延時間 延時間	指定 年度	備考 道路交通 遮断箇所
					(H27+C+K)				規制基準値(mm)									
					自 市区市 町村字	迄 市区市 町村字			通行注意 通行止	時間雨量 時間雨量	連続雨量 連続雨量							
18	(2号)	丹波	与謝郡与謝町岩屋 ～兵庫県境(岩屋峠)	1.5	2,391	80	120	滝テレメーター(河)	落石 (河) 加悦里東	B-2	なし	3	202.0	45	40130 遮断箇所 2箇所			
19	(3号)	山城府	宇治市横島町六石山 ～笠置県境	9.4	1,904	80	120	宇治テレメーター(河) (旧宇治土木事務所) 荒木テレメーター(河)	落石 (河) 24号 (河) 307号 (河) 宇治田原大石東	A-1 C-2	なし	1	86.3	45	40150 遮断箇所 1箇所			
20	(4号)	山城府	相楽郡笠置町南笠置 ～奈良県境	2.0	748	100	150	笠置テレメーター(河)	落石 (河) 奈良笠置	B-2	なし	1	28.0	49	40180 遮断箇所 2箇所			
21	(5号)	山城府	相楽郡和東町原山 ～笠置県境	12.0	1,800	100	150	湯船テレメーター(河)	なし	B-2	なし	1	32.9	45	40200 遮断箇所 2箇所			
22	(5号)	山城府	木津川市加茂町井平尾 ～相楽郡和東町長井	3.5	5,860	100	150	赤仁大橋テレメーター(河) 三上山テレメーター(河)	落石 (河) 宇治木橋	B-2	なし	1	3.8	49	40190 遮断箇所 2箇所			
23	(9号)	中丹波	福知山市大江町毛原 ～京丹後市久美浜町坂井	9.2	2,050	100	150	三上山テレメーター(河) 岩戸テレメーター(河)	落石 (河) 176号 (河) 175号 (河) 178号	B-2	なし	2	106.3	49	40380 遮断箇所 2箇所			
24	(19号)	丹波	京丹後市久美浜町坂井 ～兵庫県境(三原峠)	1.5	2,340	100	150	久美浜テレメーター(河)	落石 (河) 178号	B-1	なし	2	33.5	45	40510 遮断箇所 1箇所			
25	(59号)	南丹	船井郡京丹波町角 ～才原	2.4	109	100	150	和知川テレメーター(河)	落石 (河) 27号	A-2	なし	1	41.8	6	41750 遮断箇所 2箇所			
26	(19号)	南丹	南丹市園部町船岡 ～日吉町殿田	3.0	7,831	100	150	殿田テレメーター(河)	落石 (河) 9号 (河) 日吉京丹波	B-1 B-2	なし	1	62.0	45	40710 遮断箇所 2箇所			
27	(21号)	中丹波	舞鶴市小橋～野原 南丹市美山町田歌	3.5	897	100	120	空山テレメーター(河)	落石 (河) 野原大山	C-2	なし	1	6462.3	45	40790 遮断箇所 2箇所			

改定理由

頁

現行

改定案

交通量・通行規制回数等を
時点更新
国道27号の旧道移管による
日吉京丹波線の追記

66

平成30年度異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準 京都府(3/4)
Table with columns: 道路種別, 主要地方道, 規制区間, 規制基準, 危険内容, 迂回路, 前年度, 指定, 備考. Includes data for routes like 宇治木屋線, 宇治木屋線, 山吹大江線, etc.

令和元年度異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準 京都府(3/4)
Table with columns: 道路種別, 主要地方道, 規制区間, 規制基準, 危険内容, 迂回路, 前年度, 指定, 備考. Includes data for routes like 宇治木屋線, 宇治木屋線, 山吹大江線, etc. with red highlights for changes.

交通量・通行規制回数等を
時点更新

67

平成30年度異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準 京都府(4/4)
Table with columns: 道路種別, 一般府道, 規制区間, 規制基準, 危険内容, 迂回路, 前年度, 指定, 備考. Includes data for routes like 和東井手線, 福知山山南線, etc.

令和元年度異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準 京都府(4/4)
Table with columns: 道路種別, 一般府道, 規制区間, 規制基準, 危険内容, 迂回路, 前年度, 指定, 備考. Includes data for routes like 和東井手線, 福知山山南線, etc. with red highlights for changes.

交通量・通行規制回数等を
時点更新

68

平成30年度特殊通行規制区間及び道路通行規制基準 京都府(1/3)
Table with columns: 道路種別, 一般国道, 規制区間, 規制条件, 危険内容, 迂回路, 前年度, 指定, 備考. Includes data for routes like 福知山山南線, 舞鶴市八田, etc.

令和元年度特殊通行規制区間及び道路通行規制基準 京都府(1/3)
Table with columns: 道路種別, 一般国道, 規制区間, 規制条件, 危険内容, 迂回路, 前年度, 指定, 備考. Includes data for routes like 福知山山南線, 舞鶴市八田, etc. with red highlights for changes.

改定理由

頁

現行

改定案

交通量・通行規制回数等を
時点更新

69

平成30年度特殊通行規制区間及び道路通行規制基準

Table with columns: 道路種別, 主要地方道, 区間, 交通量, 規制条件, 危険内容, 迂回路, 道路種別, 前年度通行止回数, 指定, 備考. Includes data for various roads like 長岡京市友岡四丁目 and 伏見稲藁谷高規格.

上記路線のほか、綾部大江官津線、志高西舞鶴線、舞鶴宮津線の一部についても通行規制を実施

平成30年度特殊通行規制区間及び道路通行規制基準

Table with columns: 道路種別, 一般府道, 区間, 交通量, 規制条件, 危険内容, 迂回路, 道路種別, 前年度通行止回数, 指定, 備考. Includes data for roads like 向日市森本町 and 西神崎上東線.

上記路線のほか、菅巻牧線、私市大江線、西坂原線、二俣三河線、綾部大江線、金河内地頭線、内宮地頭線、西方寺岡田由里線、念仏峠線、東雲停車場線の一部についても通行規制を実施

交通量・通行規制回数等を
時点更新

70

令和元年度特殊通行規制区間及び道路通行規制基準

Table with columns: 道路種別, 主要地方道, 区間, 交通量, 規制条件, 危険内容, 迂回路, 道路種別, 前年度通行止回数, 指定, 備考. Includes data for roads like 長岡京市友岡四丁目 and 伏見稲藁谷高規格.

上記路線のほか、綾部大江官津線、志高西舞鶴線、舞鶴宮津線の一部についても通行規制を実施

令和元年度特殊通行規制区間及び道路通行規制基準

Table with columns: 道路種別, 一般府道, 区間, 交通量, 規制条件, 危険内容, 迂回路, 道路種別, 前年度通行止回数, 指定, 備考. Includes data for roads like 向日市森本町 and 西神崎上東線.

上記路線のほか、菅巻牧線、私市大江線、西坂原線、二俣三河線、綾部大江線、金河内地頭線、内宮地頭線、西方寺岡田由里線、念仏峠線、東雲停車場線の一部についても通行規制を実施

改定理由	頁	現行	改定案																																																																																																																																																						
平成30年10月及び令和元年に新たに指定した河川を追加	82 83	<p data-bbox="587 210 1676 283">第20章 洪水浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置</p> <p data-bbox="587 294 756 325">1 洪水対応</p> <p data-bbox="587 336 1261 409">(1) 平成27年水防法に基づく洪水浸水想定区域の指定 ～(略)～</p> <table border="1" data-bbox="587 409 1676 1428"> <thead> <tr> <th>水系名</th> <th>河川名</th> <th>指定・公表年月</th> <th>関係市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="15">淀川</td><td>鴨川</td><td>H30.5</td><td>京都市、八幡市、久御山町</td></tr> <tr><td>高野川</td><td>H30.5</td><td>京都市</td></tr> <tr><td>桂川(周山)</td><td>H30.5</td><td>京都市</td></tr> <tr><td>弓削川</td><td>H30.5</td><td>京都市</td></tr> <tr><td>山科川</td><td>H30.5</td><td>京都市、宇治市</td></tr> <tr><td>天神川</td><td>H30.5</td><td>京都市</td></tr> <tr><td>小畑川</td><td>H30.5</td><td>京都市、向日市、長岡京市、大山崎町</td></tr> <tr><td>小泉川</td><td>H30.5</td><td>長岡京市、大山崎町</td></tr> <tr><td>大谷川</td><td>H30.5</td><td>京田辺市、八幡市</td></tr> <tr><td>煤谷川</td><td>H30.5</td><td>精華町、京田辺市</td></tr> <tr><td>山田川</td><td>H30.5</td><td>精華町、木津川市</td></tr> <tr><td>井関川</td><td>H30.5</td><td>木津川市</td></tr> <tr><td>赤田川</td><td>H30.5</td><td>木津川市</td></tr> <tr><td rowspan="6">由良川</td><td>高屋川</td><td>H30.5</td><td>京丹波町</td></tr> <tr><td>犀川</td><td>H30.5</td><td>綾部市</td></tr> <tr><td>和久川</td><td>H30.5</td><td>福知山市</td></tr> <tr><td>牧川</td><td>H30.5</td><td>福知山市</td></tr> <tr><td>土師川</td><td>H30.5</td><td>福知山市</td></tr> <tr><td>宮川</td><td>H30.5</td><td>福知山市</td></tr> </tbody> </table> <p data-bbox="587 1470 1261 1543">京都府ホームページ公表アドレスは下記のとおりである。 http://www.pref.kyoto.jp/sabo/1170048959713.html</p>	水系名	河川名	指定・公表年月	関係市町村	淀川	鴨川	H30.5	京都市、八幡市、久御山町	高野川	H30.5	京都市	桂川(周山)	H30.5	京都市	弓削川	H30.5	京都市	山科川	H30.5	京都市、宇治市	天神川	H30.5	京都市	小畑川	H30.5	京都市、向日市、長岡京市、大山崎町	小泉川	H30.5	長岡京市、大山崎町	大谷川	H30.5	京田辺市、八幡市	煤谷川	H30.5	精華町、京田辺市	山田川	H30.5	精華町、木津川市	井関川	H30.5	木津川市	赤田川	H30.5	木津川市	由良川	高屋川	H30.5	京丹波町	犀川	H30.5	綾部市	和久川	H30.5	福知山市	牧川	H30.5	福知山市	土師川	H30.5	福知山市	宮川	H30.5	福知山市	<p data-bbox="1724 210 2843 283">第20章 洪水浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置</p> <p data-bbox="1724 294 1893 325">1 洪水対応</p> <p data-bbox="1724 336 2398 367">(1) 平成27年水防法に基づく洪水浸水想定区域の指定</p> <table border="1" data-bbox="1724 409 2864 1848"> <thead> <tr> <th>水系名</th> <th>河川名</th> <th>指定・公表年月</th> <th>関係市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="19">淀川</td><td>鴨川</td><td>H30.5</td><td>京都市、八幡市、久御山町</td></tr> <tr><td>高野川</td><td>H30.5</td><td>京都市</td></tr> <tr><td>桂川(周山)</td><td>H30.5</td><td>京都市</td></tr> <tr><td>弓削川</td><td>H30.5</td><td>京都市</td></tr> <tr><td>山科川</td><td>H30.5</td><td>京都市、宇治市</td></tr> <tr><td>天神川</td><td>H30.5</td><td>京都市</td></tr> <tr><td>小畑川</td><td>H30.5</td><td>京都市、向日市、長岡京市、大山崎町</td></tr> <tr><td>小泉川</td><td>H30.5</td><td>長岡京市、大山崎町</td></tr> <tr><td>大谷川</td><td>H30.5</td><td>京田辺市、八幡市</td></tr> <tr><td>煤谷川</td><td>H30.5</td><td>精華町、京田辺市</td></tr> <tr><td>山田川</td><td>H30.5</td><td>精華町、木津川市</td></tr> <tr><td>井関川</td><td>H30.5</td><td>木津川市</td></tr> <tr><td>赤田川</td><td>H30.5</td><td>木津川市</td></tr> <tr><td><u>桂川(中流)</u></td><td><u>H30.10</u></td><td><u>亀岡市、南丹市</u></td></tr> <tr><td><u>園部川</u></td><td><u>H30.10</u></td><td><u>南丹市</u></td></tr> <tr><td><u>普賢寺川</u></td><td><u>H30.10</u></td><td><u>京田辺市</u></td></tr> <tr><td><u>犬飼川</u></td><td><u>H30.10</u></td><td><u>亀岡市</u></td></tr> <tr><td><u>田原川</u></td><td><u>H30.10</u></td><td><u>京都市、南丹市</u></td></tr> <tr><td><u>和束川</u></td><td><u>R1.5</u></td><td><u>木津川市、和束町</u></td></tr> <tr><td><u>田原川</u></td><td><u>R1.5</u></td><td><u>宇治田原町</u></td></tr> <tr><td rowspan="7">由良川</td><td>高屋川</td><td>H30.5</td><td>京丹波町</td></tr> <tr><td>犀川</td><td>H30.5</td><td>綾部市</td></tr> <tr><td>和久川</td><td>H30.5</td><td>福知山市</td></tr> <tr><td>牧川</td><td>H30.5</td><td>福知山市</td></tr> <tr><td>土師川</td><td>H30.5</td><td>福知山市</td></tr> <tr><td>宮川</td><td>H30.5</td><td>福知山市</td></tr> <tr><td><u>棚野川</u></td><td><u>H30.10</u></td><td><u>南丹市</u></td></tr> </tbody> </table>	水系名	河川名	指定・公表年月	関係市町村	淀川	鴨川	H30.5	京都市、八幡市、久御山町	高野川	H30.5	京都市	桂川(周山)	H30.5	京都市	弓削川	H30.5	京都市	山科川	H30.5	京都市、宇治市	天神川	H30.5	京都市	小畑川	H30.5	京都市、向日市、長岡京市、大山崎町	小泉川	H30.5	長岡京市、大山崎町	大谷川	H30.5	京田辺市、八幡市	煤谷川	H30.5	精華町、京田辺市	山田川	H30.5	精華町、木津川市	井関川	H30.5	木津川市	赤田川	H30.5	木津川市	<u>桂川(中流)</u>	<u>H30.10</u>	<u>亀岡市、南丹市</u>	<u>園部川</u>	<u>H30.10</u>	<u>南丹市</u>	<u>普賢寺川</u>	<u>H30.10</u>	<u>京田辺市</u>	<u>犬飼川</u>	<u>H30.10</u>	<u>亀岡市</u>	<u>田原川</u>	<u>H30.10</u>	<u>京都市、南丹市</u>	<u>和束川</u>	<u>R1.5</u>	<u>木津川市、和束町</u>	<u>田原川</u>	<u>R1.5</u>	<u>宇治田原町</u>	由良川	高屋川	H30.5	京丹波町	犀川	H30.5	綾部市	和久川	H30.5	福知山市	牧川	H30.5	福知山市	土師川	H30.5	福知山市	宮川	H30.5	福知山市	<u>棚野川</u>	<u>H30.10</u>	<u>南丹市</u>
水系名	河川名	指定・公表年月	関係市町村																																																																																																																																																						
淀川	鴨川	H30.5	京都市、八幡市、久御山町																																																																																																																																																						
	高野川	H30.5	京都市																																																																																																																																																						
	桂川(周山)	H30.5	京都市																																																																																																																																																						
	弓削川	H30.5	京都市																																																																																																																																																						
	山科川	H30.5	京都市、宇治市																																																																																																																																																						
	天神川	H30.5	京都市																																																																																																																																																						
	小畑川	H30.5	京都市、向日市、長岡京市、大山崎町																																																																																																																																																						
	小泉川	H30.5	長岡京市、大山崎町																																																																																																																																																						
	大谷川	H30.5	京田辺市、八幡市																																																																																																																																																						
	煤谷川	H30.5	精華町、京田辺市																																																																																																																																																						
	山田川	H30.5	精華町、木津川市																																																																																																																																																						
	井関川	H30.5	木津川市																																																																																																																																																						
	赤田川	H30.5	木津川市																																																																																																																																																						
	由良川	高屋川	H30.5	京丹波町																																																																																																																																																					
		犀川	H30.5	綾部市																																																																																																																																																					
和久川		H30.5	福知山市																																																																																																																																																						
牧川		H30.5	福知山市																																																																																																																																																						
土師川		H30.5	福知山市																																																																																																																																																						
宮川		H30.5	福知山市																																																																																																																																																						
水系名	河川名	指定・公表年月	関係市町村																																																																																																																																																						
淀川	鴨川	H30.5	京都市、八幡市、久御山町																																																																																																																																																						
	高野川	H30.5	京都市																																																																																																																																																						
	桂川(周山)	H30.5	京都市																																																																																																																																																						
	弓削川	H30.5	京都市																																																																																																																																																						
	山科川	H30.5	京都市、宇治市																																																																																																																																																						
	天神川	H30.5	京都市																																																																																																																																																						
	小畑川	H30.5	京都市、向日市、長岡京市、大山崎町																																																																																																																																																						
	小泉川	H30.5	長岡京市、大山崎町																																																																																																																																																						
	大谷川	H30.5	京田辺市、八幡市																																																																																																																																																						
	煤谷川	H30.5	精華町、京田辺市																																																																																																																																																						
	山田川	H30.5	精華町、木津川市																																																																																																																																																						
	井関川	H30.5	木津川市																																																																																																																																																						
	赤田川	H30.5	木津川市																																																																																																																																																						
	<u>桂川(中流)</u>	<u>H30.10</u>	<u>亀岡市、南丹市</u>																																																																																																																																																						
	<u>園部川</u>	<u>H30.10</u>	<u>南丹市</u>																																																																																																																																																						
	<u>普賢寺川</u>	<u>H30.10</u>	<u>京田辺市</u>																																																																																																																																																						
	<u>犬飼川</u>	<u>H30.10</u>	<u>亀岡市</u>																																																																																																																																																						
	<u>田原川</u>	<u>H30.10</u>	<u>京都市、南丹市</u>																																																																																																																																																						
	<u>和束川</u>	<u>R1.5</u>	<u>木津川市、和束町</u>																																																																																																																																																						
<u>田原川</u>	<u>R1.5</u>	<u>宇治田原町</u>																																																																																																																																																							
由良川	高屋川	H30.5	京丹波町																																																																																																																																																						
	犀川	H30.5	綾部市																																																																																																																																																						
	和久川	H30.5	福知山市																																																																																																																																																						
	牧川	H30.5	福知山市																																																																																																																																																						
	土師川	H30.5	福知山市																																																																																																																																																						
	宮川	H30.5	福知山市																																																																																																																																																						
	<u>棚野川</u>	<u>H30.10</u>	<u>南丹市</u>																																																																																																																																																						

改定理由	頁	現 行	改 定 案																																																																																																					
平成 27 年改正後の水防法に基づく見直しが完了した河川を削除	84	<p>(2) 平成 27 年改正前の水防法に基づく浸水想定区域の指定の状況 ～ 略 ～</p> <table border="1" data-bbox="587 814 1685 1640"> <thead> <tr> <th>水系名</th> <th>河川名</th> <th>指定・公表年月</th> <th>関係市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">淀川</td> <td>桂川(中流)</td> <td>H20.6</td> <td>亀岡市、南丹市</td> </tr> <tr> <td>園部川</td> <td>H20.6</td> <td>南丹市</td> </tr> <tr> <td>田原川</td> <td>H25.4</td> <td>宇治田原町</td> </tr> <tr> <td>和束川</td> <td>H25.4</td> <td>木津川市、和束町</td> </tr> <tr> <td>由良川</td> <td>上林川</td> <td>H25.4</td> <td>綾部市</td> </tr> <tr> <td>伊佐津川</td> <td>伊佐津川</td> <td>H25.4</td> <td>舞鶴市</td> </tr> <tr> <td>志楽川</td> <td>志楽川</td> <td>H25.4</td> <td>舞鶴市</td> </tr> <tr> <td>大手川</td> <td>大手川</td> <td>H25.4</td> <td>宮津市</td> </tr> <tr> <td>福田川</td> <td>福田川</td> <td>H25.4</td> <td>京丹後市</td> </tr> <tr> <td>野田川</td> <td>野田川</td> <td>H25.4</td> <td>与謝野町</td> </tr> <tr> <td>竹野川</td> <td>竹野川</td> <td>H25.4</td> <td>京丹後市</td> </tr> <tr> <td>川上谷川</td> <td>川上谷川</td> <td>H27.2</td> <td>京丹後市</td> </tr> <tr> <td>佐濃谷川</td> <td>佐濃谷川</td> <td>H25.4</td> <td>京丹後市</td> </tr> <tr> <td>筒川</td> <td>筒川</td> <td>H27.7</td> <td>伊根町</td> </tr> <tr> <td>宇川</td> <td>宇川</td> <td>H25.4</td> <td>京丹後市</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成 27 年改正前の浸水想定区域図は、京都府建設交通部砂防課及び府土木事務所において閲覧に供しています。</p>	水系名	河川名	指定・公表年月	関係市町村	淀川	桂川(中流)	H20.6	亀岡市、南丹市	園部川	H20.6	南丹市	田原川	H25.4	宇治田原町	和束川	H25.4	木津川市、和束町	由良川	上林川	H25.4	綾部市	伊佐津川	伊佐津川	H25.4	舞鶴市	志楽川	志楽川	H25.4	舞鶴市	大手川	大手川	H25.4	宮津市	福田川	福田川	H25.4	京丹後市	野田川	野田川	H25.4	与謝野町	竹野川	竹野川	H25.4	京丹後市	川上谷川	川上谷川	H27.2	京丹後市	佐濃谷川	佐濃谷川	H25.4	京丹後市	筒川	筒川	H27.7	伊根町	宇川	宇川	H25.4	京丹後市	<table border="1" data-bbox="1724 243 2822 604"> <tbody> <tr> <td rowspan="7">二 級 河 川</td> <td>志楽川</td> <td>H30.10</td> <td>舞鶴市</td> </tr> <tr> <td>伊佐津川</td> <td>H30.10</td> <td>舞鶴市</td> </tr> <tr> <td>野田川</td> <td>H30.10</td> <td>宮津市、与謝野町</td> </tr> <tr> <td>竹野川</td> <td>H30.10</td> <td>京丹後市</td> </tr> <tr> <td>福田川</td> <td>H30.10</td> <td>京丹後市</td> </tr> <tr> <td>川上谷川</td> <td>H30.10</td> <td>京丹後市</td> </tr> <tr> <td>佐濃谷川</td> <td>H30.10</td> <td>京丹後市</td> </tr> </tbody> </table> <p>京都府ホームページ公表アドレスは下記のとおりである。 http://www.pref.kyoto.jp/sabo/kouzui_sinsui/kouzuisinsuisouteikuiki.html</p> <p>(2) 平成 27 年改正前の水防法に基づく浸水想定区域の指定の状況 ～ 略 ～</p> <table border="1" data-bbox="1724 810 2852 1066"> <thead> <tr> <th>水系名</th> <th>河川名</th> <th>指定・公表年月</th> <th>関係市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>由良川</td> <td>上林川</td> <td>H25.4</td> <td>綾部市</td> </tr> <tr> <td rowspan="3"><u>二 級</u> <u>河 川</u></td> <td>大手川</td> <td>H25.4</td> <td>宮津市</td> </tr> <tr> <td>筒川</td> <td>H27.7</td> <td>伊根町</td> </tr> <tr> <td>宇川</td> <td>H25.4</td> <td>京丹後市</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成 27 年改正前の浸水想定区域図は、京都府建設交通部砂防課及び府土木事務所において閲覧に供しています。</p>	二 級 河 川	志楽川	H30.10	舞鶴市	伊佐津川	H30.10	舞鶴市	野田川	H30.10	宮津市、与謝野町	竹野川	H30.10	京丹後市	福田川	H30.10	京丹後市	川上谷川	H30.10	京丹後市	佐濃谷川	H30.10	京丹後市	水系名	河川名	指定・公表年月	関係市町村	由良川	上林川	H25.4	綾部市	<u>二 級</u> <u>河 川</u>	大手川	H25.4	宮津市	筒川	H27.7	伊根町	宇川	H25.4	京丹後市
水系名	河川名	指定・公表年月	関係市町村																																																																																																					
淀川	桂川(中流)	H20.6	亀岡市、南丹市																																																																																																					
	園部川	H20.6	南丹市																																																																																																					
	田原川	H25.4	宇治田原町																																																																																																					
	和束川	H25.4	木津川市、和束町																																																																																																					
由良川	上林川	H25.4	綾部市																																																																																																					
伊佐津川	伊佐津川	H25.4	舞鶴市																																																																																																					
志楽川	志楽川	H25.4	舞鶴市																																																																																																					
大手川	大手川	H25.4	宮津市																																																																																																					
福田川	福田川	H25.4	京丹後市																																																																																																					
野田川	野田川	H25.4	与謝野町																																																																																																					
竹野川	竹野川	H25.4	京丹後市																																																																																																					
川上谷川	川上谷川	H27.2	京丹後市																																																																																																					
佐濃谷川	佐濃谷川	H25.4	京丹後市																																																																																																					
筒川	筒川	H27.7	伊根町																																																																																																					
宇川	宇川	H25.4	京丹後市																																																																																																					
二 級 河 川	志楽川	H30.10	舞鶴市																																																																																																					
	伊佐津川	H30.10	舞鶴市																																																																																																					
	野田川	H30.10	宮津市、与謝野町																																																																																																					
	竹野川	H30.10	京丹後市																																																																																																					
	福田川	H30.10	京丹後市																																																																																																					
	川上谷川	H30.10	京丹後市																																																																																																					
	佐濃谷川	H30.10	京丹後市																																																																																																					
水系名	河川名	指定・公表年月	関係市町村																																																																																																					
由良川	上林川	H25.4	綾部市																																																																																																					
<u>二 級</u> <u>河 川</u>	大手川	H25.4	宮津市																																																																																																					
	筒川	H27.7	伊根町																																																																																																					
	宇川	H25.4	京丹後市																																																																																																					

改定理由	頁	現行	改定案					
平成30年10月及び令和元年5月に新たに整備した河川を追加	84 85	(3) 災害からの安全な京都づくり条例に基づく洪水浸水想定区域図の公表状況 ～ 略 ～	(3) 災害からの安全な京都づくり条例に基づく洪水浸水想定区域図の公表状況 ～ 略 ～					
	淀川	水系名	河川名	指定・公表年月	水系名	河川名	指定・公表年月	関係市町村
		西高瀬川	H30.5	京都市	西高瀬川	H30.5	京都市	京都市
		岩倉川	H30.5	京都市	岩倉川	H30.5	京都市	京都市
		長代川	H30.5	京都市	長代川	H30.5	京都市	京都市
		御室川	H30.5	京都市	御室川	H30.5	京都市	京都市
		宇多川	H30.5	京都市	宇多川	H30.5	京都市	京都市
		旧安祥寺川	H30.5	京都市	旧安祥寺川	H30.5	京都市	京都市
		安祥寺川	H30.5	京都市	安祥寺川	H30.5	京都市	京都市
		四宮川	H30.5	京都市	四宮川	H30.5	京都市	京都市
		合場川	H30.5	京都市	合場川	H30.5	京都市	京都市
		西野山川	H30.5	京都市	西野山川	H30.5	京都市	京都市
		西野山川支川	H30.5	京都市	西野山川支川	H30.5	京都市	京都市
		藤尾川	H30.5	京都市	藤尾川	H30.5	京都市	京都市
		久保川	H30.5	大山崎町	久保川	H30.5	大山崎町	大山崎町
		犬川	H30.5	長岡京市	犬川	H30.5	長岡京市	長岡京市
		善峰川	H30.5	京都市、長岡京市	善峰川	H30.5	京都市、長岡京市	京都市、長岡京市
		芥川	H30.5	京都市	芥川	H30.5	京都市	京都市
		防賀川	H30.5	八幡市、京田辺市	防賀川	H30.5	八幡市、京田辺市	八幡市、京田辺市
		馬坂川	H30.5	京田辺市	馬坂川	H30.5	京田辺市	京田辺市
		手原川	H30.5	京田辺市	手原川	H30.5	京田辺市	京田辺市
		天津神川	H30.5	京田辺市	天津神川	H30.5	京田辺市	京田辺市
		遠藤川	H30.5	京田辺市、精華町	遠藤川	H30.5	京田辺市、精華町	京田辺市、精華町
		渋谷川	H30.5	木津川市	渋谷川	H30.5	木津川市	木津川市
		乾谷川	H30.5	精華町	乾谷川	H30.5	精華町	精華町
		鹿川	H30.5	木津川市	鹿川	H30.5	木津川市	木津川市
	山松川	H30.5	木津川市	山松川	H30.5	木津川市	木津川市	
	石部川	H30.5	木津川市	石部川	H30.5	木津川市	木津川市	
	乾谷川放水路	H30.5	精華町	乾谷川放水路	H30.5	精華町	精華町	
	井関川放水路	H30.5	木津川市	井関川放水路	H30.5	木津川市	木津川市	
由良川	須知川	H30.5	京丹波町	<u>鬼灯川</u>	<u>H30.10</u>	<u>京田辺市</u>	<u>京田辺市</u>	
	弘法川	H30.5	福知山市	<u>古川</u>	<u>H30.10</u>	<u>京都市、宇治市、城陽市、久御山町</u>	<u>京都市、宇治市、城陽市、久御山町</u>	
	鳴谷川	H30.5	福知山市	<u>名木川</u>	<u>H30.10</u>	<u>宇治市、久御山町</u>	<u>宇治市、久御山町</u>	
	竹田川	H30.5	福知山市					

改定理由	頁	現行	改定案																																																																																																						
平成30年10月及び令和元年5月に新たに整備した河川を追加		(追加)	<table border="1"> <tr><td>井川</td><td>H30.10</td><td>宇治市</td></tr> <tr><td>堂ノ川</td><td>H30.10</td><td>京都市、宇治市</td></tr> <tr><td>弥陀次郎川</td><td>H30.10</td><td>京都市、宇治市</td></tr> <tr><td>戦川</td><td>H30.10</td><td>宇治市</td></tr> <tr><td>新田川</td><td>H30.10</td><td>宇治市</td></tr> <tr><td>志津川</td><td>H30.10</td><td>宇治市</td></tr> <tr><td>笠取川</td><td>H30.10</td><td>宇治市</td></tr> <tr><td>鶴ノ川</td><td>H30.10</td><td>亀岡市</td></tr> <tr><td>西川</td><td>H30.10</td><td>亀岡市</td></tr> <tr><td>年谷川</td><td>H30.10</td><td>亀岡市</td></tr> <tr><td>雑水川</td><td>H30.10</td><td>亀岡市</td></tr> <tr><td>曾我谷川</td><td>H30.10</td><td>亀岡市</td></tr> <tr><td>愛宕谷川</td><td>H30.10</td><td>亀岡市</td></tr> <tr><td>七谷川</td><td>H30.10</td><td>亀岡市</td></tr> <tr><td>古川</td><td>H30.10</td><td>亀岡市</td></tr> <tr><td>山内川</td><td>H30.10</td><td>亀岡市</td></tr> <tr><td>菰川</td><td>H30.10</td><td>亀岡市</td></tr> <tr><td>法貴谷川</td><td>H30.10</td><td>亀岡市</td></tr> <tr><td>千々川</td><td>H30.10</td><td>亀岡市</td></tr> <tr><td>東所川</td><td>H30.10</td><td>南丹市</td></tr> <tr><td>三俣川</td><td>H30.10</td><td>亀岡市、南丹市</td></tr> <tr><td>官山川</td><td>H30.10</td><td>南丹市</td></tr> <tr><td>馬田川</td><td>H30.10</td><td>南丹市</td></tr> <tr><td>天神川</td><td>H30.10</td><td>南丹市</td></tr> <tr><td>陣田川</td><td>H30.10</td><td>南丹市</td></tr> <tr><td>半田川</td><td>H30.10</td><td>南丹市</td></tr> <tr><td>本梅川</td><td>H30.10</td><td>亀岡市、南丹市</td></tr> <tr><td>八田川</td><td>H30.10</td><td>南丹市</td></tr> <tr><td>音羽川</td><td>H30.10</td><td>亀岡市</td></tr> <tr><td>神田川</td><td>H30.10</td><td>亀岡市</td></tr> <tr><td>北川</td><td>H30.10</td><td>亀岡市</td></tr> <tr><td>門口川</td><td>R1.5</td><td>宇治田原町</td></tr> <tr><td>犬打川</td><td>R1.5</td><td>宇治田原町</td></tr> <tr><td>符作川</td><td>R1.5</td><td>宇治田原町</td></tr> </table>	井川	H30.10	宇治市	堂ノ川	H30.10	京都市、宇治市	弥陀次郎川	H30.10	京都市、宇治市	戦川	H30.10	宇治市	新田川	H30.10	宇治市	志津川	H30.10	宇治市	笠取川	H30.10	宇治市	鶴ノ川	H30.10	亀岡市	西川	H30.10	亀岡市	年谷川	H30.10	亀岡市	雑水川	H30.10	亀岡市	曾我谷川	H30.10	亀岡市	愛宕谷川	H30.10	亀岡市	七谷川	H30.10	亀岡市	古川	H30.10	亀岡市	山内川	H30.10	亀岡市	菰川	H30.10	亀岡市	法貴谷川	H30.10	亀岡市	千々川	H30.10	亀岡市	東所川	H30.10	南丹市	三俣川	H30.10	亀岡市、南丹市	官山川	H30.10	南丹市	馬田川	H30.10	南丹市	天神川	H30.10	南丹市	陣田川	H30.10	南丹市	半田川	H30.10	南丹市	本梅川	H30.10	亀岡市、南丹市	八田川	H30.10	南丹市	音羽川	H30.10	亀岡市	神田川	H30.10	亀岡市	北川	H30.10	亀岡市	門口川	R1.5	宇治田原町	犬打川	R1.5	宇治田原町	符作川	R1.5	宇治田原町
井川	H30.10	宇治市																																																																																																							
堂ノ川	H30.10	京都市、宇治市																																																																																																							
弥陀次郎川	H30.10	京都市、宇治市																																																																																																							
戦川	H30.10	宇治市																																																																																																							
新田川	H30.10	宇治市																																																																																																							
志津川	H30.10	宇治市																																																																																																							
笠取川	H30.10	宇治市																																																																																																							
鶴ノ川	H30.10	亀岡市																																																																																																							
西川	H30.10	亀岡市																																																																																																							
年谷川	H30.10	亀岡市																																																																																																							
雑水川	H30.10	亀岡市																																																																																																							
曾我谷川	H30.10	亀岡市																																																																																																							
愛宕谷川	H30.10	亀岡市																																																																																																							
七谷川	H30.10	亀岡市																																																																																																							
古川	H30.10	亀岡市																																																																																																							
山内川	H30.10	亀岡市																																																																																																							
菰川	H30.10	亀岡市																																																																																																							
法貴谷川	H30.10	亀岡市																																																																																																							
千々川	H30.10	亀岡市																																																																																																							
東所川	H30.10	南丹市																																																																																																							
三俣川	H30.10	亀岡市、南丹市																																																																																																							
官山川	H30.10	南丹市																																																																																																							
馬田川	H30.10	南丹市																																																																																																							
天神川	H30.10	南丹市																																																																																																							
陣田川	H30.10	南丹市																																																																																																							
半田川	H30.10	南丹市																																																																																																							
本梅川	H30.10	亀岡市、南丹市																																																																																																							
八田川	H30.10	南丹市																																																																																																							
音羽川	H30.10	亀岡市																																																																																																							
神田川	H30.10	亀岡市																																																																																																							
北川	H30.10	亀岡市																																																																																																							
門口川	R1.5	宇治田原町																																																																																																							
犬打川	R1.5	宇治田原町																																																																																																							
符作川	R1.5	宇治田原町																																																																																																							

改定理由	頁	現行	改定案																																																																																																					
平成30年10月及び令和元年5月に新たに整備した河川を追加		(追加)	<table border="1"> <tr><td rowspan="16" style="text-align: center;">淀川</td><td>糖塚川</td><td>R1.5</td><td>宇治田原町</td></tr> <tr><td>大導寺川</td><td>R1.5</td><td>宇治田原町</td></tr> <tr><td>禪定寺川</td><td>R1.5</td><td>宇治田原町</td></tr> <tr><td>石詰川</td><td>R1.5</td><td>宇治田原町</td></tr> <tr><td>奥山田川</td><td>R1.5</td><td>宇治田原町</td></tr> <tr><td>里川</td><td>R1.5</td><td>宇治田原町</td></tr> <tr><td>仙田川</td><td>R1.5</td><td>和束町</td></tr> <tr><td>南川</td><td>R1.5</td><td>和束町</td></tr> <tr><td>中村川</td><td>R1.5</td><td>和束町</td></tr> <tr><td>門前川</td><td>R1.5</td><td>和束町</td></tr> <tr><td>谷山川</td><td>R1.5</td><td>和束町</td></tr> <tr><td>椎原川</td><td>R1.5</td><td>和束町</td></tr> <tr><td>胡麻川</td><td>R1.5</td><td>南丹市</td></tr> <tr><td>志和賀川</td><td>R1.5</td><td>南丹市</td></tr> <tr><td>海老谷川</td><td>R1.5</td><td>南丹市</td></tr> <tr><td>室谷川</td><td>R1.5</td><td>南丹市</td></tr> <tr><td>中世木川</td><td>R1.5</td><td>南丹市</td></tr> <tr><td rowspan="14" style="text-align: center;">由良川</td><td>須知川</td><td>H30.5</td><td>京丹波町</td></tr> <tr><td>弘法川</td><td>H30.5</td><td>福知山市</td></tr> <tr><td>鳴谷川</td><td>H30.5</td><td>福知山市</td></tr> <tr><td>竹田川</td><td>H30.5</td><td>福知山市</td></tr> <tr><td>荒倉川</td><td>H30.10</td><td>綾部市</td></tr> <tr><td>安場川</td><td>H30.10</td><td>綾部市</td></tr> <tr><td>田野川</td><td>H30.10</td><td>綾部市</td></tr> <tr><td>雲原川</td><td>R1.5</td><td>福知山市</td></tr> <tr><td>玉川</td><td>R1.5</td><td>福知山市</td></tr> <tr><td>北原川</td><td>R1.5</td><td>福知山市</td></tr> <tr><td>加津良川</td><td>R1.5</td><td>福知山市</td></tr> <tr><td>榎原川</td><td>R1.5</td><td>福知山市</td></tr> <tr><td>堺川</td><td>R1.5</td><td>福知山市</td></tr> <tr><td>相長川</td><td>R1.5</td><td>福知山市</td></tr> <tr><td>法川</td><td>R1.5</td><td>福知山市</td></tr> <tr><td>大谷川</td><td>R1.5</td><td>福知山市</td></tr> </table>	淀川	糖塚川	R1.5	宇治田原町	大導寺川	R1.5	宇治田原町	禪定寺川	R1.5	宇治田原町	石詰川	R1.5	宇治田原町	奥山田川	R1.5	宇治田原町	里川	R1.5	宇治田原町	仙田川	R1.5	和束町	南川	R1.5	和束町	中村川	R1.5	和束町	門前川	R1.5	和束町	谷山川	R1.5	和束町	椎原川	R1.5	和束町	胡麻川	R1.5	南丹市	志和賀川	R1.5	南丹市	海老谷川	R1.5	南丹市	室谷川	R1.5	南丹市	中世木川	R1.5	南丹市	由良川	須知川	H30.5	京丹波町	弘法川	H30.5	福知山市	鳴谷川	H30.5	福知山市	竹田川	H30.5	福知山市	荒倉川	H30.10	綾部市	安場川	H30.10	綾部市	田野川	H30.10	綾部市	雲原川	R1.5	福知山市	玉川	R1.5	福知山市	北原川	R1.5	福知山市	加津良川	R1.5	福知山市	榎原川	R1.5	福知山市	堺川	R1.5	福知山市	相長川	R1.5	福知山市	法川	R1.5	福知山市	大谷川	R1.5	福知山市
淀川	糖塚川	R1.5	宇治田原町																																																																																																					
	大導寺川	R1.5	宇治田原町																																																																																																					
	禪定寺川	R1.5	宇治田原町																																																																																																					
	石詰川	R1.5	宇治田原町																																																																																																					
	奥山田川	R1.5	宇治田原町																																																																																																					
	里川	R1.5	宇治田原町																																																																																																					
	仙田川	R1.5	和束町																																																																																																					
	南川	R1.5	和束町																																																																																																					
	中村川	R1.5	和束町																																																																																																					
	門前川	R1.5	和束町																																																																																																					
	谷山川	R1.5	和束町																																																																																																					
	椎原川	R1.5	和束町																																																																																																					
	胡麻川	R1.5	南丹市																																																																																																					
	志和賀川	R1.5	南丹市																																																																																																					
	海老谷川	R1.5	南丹市																																																																																																					
	室谷川	R1.5	南丹市																																																																																																					
中世木川	R1.5	南丹市																																																																																																						
由良川	須知川	H30.5	京丹波町																																																																																																					
	弘法川	H30.5	福知山市																																																																																																					
	鳴谷川	H30.5	福知山市																																																																																																					
	竹田川	H30.5	福知山市																																																																																																					
	荒倉川	H30.10	綾部市																																																																																																					
	安場川	H30.10	綾部市																																																																																																					
	田野川	H30.10	綾部市																																																																																																					
	雲原川	R1.5	福知山市																																																																																																					
	玉川	R1.5	福知山市																																																																																																					
	北原川	R1.5	福知山市																																																																																																					
	加津良川	R1.5	福知山市																																																																																																					
	榎原川	R1.5	福知山市																																																																																																					
	堺川	R1.5	福知山市																																																																																																					
	相長川	R1.5	福知山市																																																																																																					
法川	R1.5	福知山市																																																																																																						
大谷川	R1.5	福知山市																																																																																																						

改定理由	頁	現 行	改 定 案			
平成30年10月及び令和元年5月に新たに整備した河川を追加		(追 加)	二 級 河 川	堀川	H30.10	舞鶴市
鹿原川	H30.10	舞鶴市				
祖母谷川	H30.10	舞鶴市				
与保呂川	H30.10	舞鶴市				
椿川	H30.10	舞鶴市				
菅坂川	H30.10	舞鶴市				
天清川	H30.10	舞鶴市				
池内川	H30.10	舞鶴市				
青谷川	H30.10	舞鶴市				
米田川	H30.10	舞鶴市				
高野川	H30.10	舞鶴市				
女布川	H30.10	舞鶴市				
吉永川	H30.10	京丹後市				
力石川	H30.10	京丹後市				
徳良川	H30.10	京丹後市				
鳥取川	H30.10	京丹後市				
溝谷川	H30.10	京丹後市				
芋野川	H30.10	京丹後市				
小西川	H30.10	京丹後市				
鱒留川	H30.10	京丹後市				
久次川	H30.10	京丹後市				
善王寺川	H30.10	京丹後市				
大谷川	H30.10	京丹後市				
常吉川	H30.10	京丹後市				
久住川	H30.10	京丹後市				
新庄川	H30.10	京丹後市				
三原川	H30.10	京丹後市				
長野川	H30.10	京丹後市				
円頓寺川	H30.10	京丹後市				
永留川	H30.10	京丹後市				
芦原川	H30.10	京丹後市				
伯耆谷川	H30.10	京丹後市				
香河川	H30.10	与謝野町				
奥山川	H30.10	与謝野町				

改定理由	頁	現行	改定案																								
<p>平成30年10月及び令和元年5月に新たに整備した河川を追加</p> <p>災害対応の総合的な検証会議「最終報告書」を踏まえた改訂</p>	86	<p>(追加)</p> <p>また、京都府ホームページ公表アドレスは下記のとおりである http://www.pref.kyoto.jp/sabo/kouzui_sinsui/kouzuisinsuisouteikuiki.html</p> <p>(4) 洪水ハザードマップ (略)</p> <p>(5) 地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等 (略)</p> <p>(6) 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等 (略)</p>	<table border="1" data-bbox="1834 243 2867 554"> <tr> <td>二級河川</td> <td>水戸川</td> <td>H30.10</td> <td>与謝野町</td> </tr> <tr> <td></td> <td>岩屋川</td> <td>H30.10</td> <td>与謝野町</td> </tr> <tr> <td></td> <td>加悦奥川</td> <td>H30.10</td> <td>与謝野町</td> </tr> <tr> <td></td> <td>温江川</td> <td>H30.10</td> <td>与謝野町</td> </tr> <tr> <td></td> <td>桜内川</td> <td>H30.10</td> <td>与謝野町</td> </tr> <tr> <td></td> <td>滝川</td> <td>H30.10</td> <td>与謝野町</td> </tr> </table> <p>また、京都府ホームページ公表アドレスは下記のとおりである、 http://www.pref.kyoto.jp/sabo/kouzui_sinsui/kouzuisinsuisouteikuiki.html</p> <p>(4) 洪水ハザードマップ (略)</p> <p>(5) 地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等 (略)</p> <p>(6) 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等 (略)</p> <p><u>なお、避難確保計画の作成が義務付けられた要配慮者利用施設に対し、講習会を開催するなど避難確保計画作成を促進する。</u></p>	二級河川	水戸川	H30.10	与謝野町		岩屋川	H30.10	与謝野町		加悦奥川	H30.10	与謝野町		温江川	H30.10	与謝野町		桜内川	H30.10	与謝野町		滝川	H30.10	与謝野町
二級河川	水戸川	H30.10	与謝野町																								
	岩屋川	H30.10	与謝野町																								
	加悦奥川	H30.10	与謝野町																								
	温江川	H30.10	与謝野町																								
	桜内川	H30.10	与謝野町																								
	滝川	H30.10	与謝野町																								

改定理由	頁	現行	改定案																																																																																																																																
<p>内閣府「避難勧告等に関するガイドライン」の改訂に基づき、警戒レベル相当情報を追記</p>	<p>153</p>	<p><参考> 「水防計画 資料編」の変更箇所であるが、警戒レベルを付与した主な発表形式を以下に示す。</p> <p>淀川水系 鴨川・高野川氾濫注意情報発表形式 (1枚目)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">発表者</td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="text-align: center;">第1受報者</td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="text-align: center;">第2受報者</td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="text-align: center;">第3受報者</td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">京都府 京都土木事務所 気象庁 京都地方気象台</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 20px;"></td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 20px;"></td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 20px;"></td> </tr> </table> </div> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">正規</p> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">淀川水系 鴨川・高野川氾濫注意情報</p> <p style="text-align: center; font-size: small;">淀川水系 鴨川・高野川洪水予報第〇号 洪水注意報（発表） 平成〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分 京都府京都土木事務所 京都地方気象台 共同発表</p> <p>(見出し) 淀川水系 鴨川・高野川では、氾濫注意水位（レベル2）に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み</p> <p>(主文) 鴨川の荒神橋水位観測所（京都市）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、「氾濫注意水位（レベル2）」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意して下さい。</p> <p>(雨量) 多いところで1時間に50ミリの雨が降っています。 この雨は当分この状態が続くでしょう。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th style="width: 20%;">流域</th> <th style="width: 40%;">00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量</th> <th style="width: 40%;">00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み</th> </tr> <tr> <td>鴨川・高野川上流域</td> <td>〇〇〇ミリ</td> <td>〇〇ミリ</td> </tr> </table> <p>(水位) 淀川水系 鴨川・高野川の水位観測所における水位は次の通りと見込まれます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">観測所名</th> <th colspan="2">水位危険度</th> <th colspan="4">レベル</th> </tr> <tr> <th colspan="2">水位(m)</th> <th>レベル1</th> <th>レベル2</th> <th>レベル3</th> <th>レベル4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">荒神橋 水位観測所 (京都市)</td> <td>0日 00時00分 の状況</td> <td>X.XX ↑</td> <td style="background-color: black;"></td> <td style="background-color: black;"></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>0日 00時30分 の予測</td> <td>X.XX ↑</td> <td style="background-color: black;"></td> <td style="background-color: black;"></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>0日 01時00分 の予測</td> <td>X.XX -</td> <td style="background-color: black;"></td> <td style="background-color: black;"></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>0日 01時30分 の予測</td> <td>X.XX -</td> <td style="background-color: black;"></td> <td style="background-color: black;"></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>0日 02時00分 の予測</td> <td>X.XX -</td> <td style="background-color: black;"></td> <td style="background-color: black;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>水位のグラフは各水位間を按分したものです。 レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。</p> <p>(注意事項)</p>	発表者		第1受報者		第2受報者		第3受報者	京都府 京都土木事務所 気象庁 京都地方気象台	→		→		→		流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み	鴨川・高野川上流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ	観測所名	水位危険度		レベル				水位(m)		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	荒神橋 水位観測所 (京都市)	0日 00時00分 の状況	X.XX ↑					0日 00時30分 の予測	X.XX ↑					0日 01時00分 の予測	X.XX -					0日 01時30分 の予測	X.XX -					0日 02時00分 の予測	X.XX -					<p><参考> 「水防計画 資料編」の変更箇所であるが、警戒レベルを付与した主な発表形式を以下に示す。</p> <p>淀川水系 鴨川・高野川氾濫注意情報発表形式 (1枚目)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">発表者</td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="text-align: center;">第1受報者</td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="text-align: center;">第2受報者</td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="text-align: center;">第3受報者</td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">京都府 京都土木事務所 気象庁 京都地方気象台</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 20px;"></td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 20px;"></td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 20px;"></td> </tr> </table> </div> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">正規</p> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">淀川水系 鴨川・高野川氾濫注意情報</p> <p style="text-align: center; font-size: small;">淀川水系 鴨川・高野川洪水予報第〇号 洪水注意報（発表） 平成〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分 京都府京都土木事務所 京都地方気象台 共同発表</p> <p>(見出し) 【警戒レベル2相当情報【洪水】】 淀川水系 鴨川・高野川では、 氾濫注意水位 （レベル2） に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み</p> <p>(主文) 【警戒レベル2相当】 鴨川の荒神橋水位観測所（京都市）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、「氾濫注意水位 （レベル2）」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意して下さい。</p> <p>(雨量) 多いところで1時間に50ミリの雨が降っています。 この雨は当分この状態が続くでしょう。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th style="width: 20%;">流域</th> <th style="width: 40%;">00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量</th> <th style="width: 40%;">00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み</th> </tr> <tr> <td>鴨川・高野川上流域</td> <td>〇〇〇ミリ</td> <td>〇〇ミリ</td> </tr> </table> <p>(水位) 淀川水系 鴨川・高野川の水位観測所における水位は次の通りと見込まれます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">観測所名</th> <th colspan="2">水位危険度</th> <th colspan="4">レベル</th> </tr> <tr> <th colspan="2">水位(m)</th> <th>レベル1</th> <th>レベル2</th> <th>レベル3</th> <th>レベル4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">荒神橋 水位観測所 (京都市)</td> <td>0日 00時00分 の状況</td> <td>X.XX -</td> <td style="background-color: black;"></td> <td style="background-color: black;"></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>0日 00時30分 の予測</td> <td>X.XX -</td> <td style="background-color: black;"></td> <td style="background-color: black;"></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>0日 01時00分 の予測</td> <td>X.XX -</td> <td style="background-color: black;"></td> <td style="background-color: black;"></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>0日 01時30分 の予測</td> <td>X.XX -</td> <td style="background-color: black;"></td> <td style="background-color: black;"></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>0日 02時00分 の予測</td> <td>X.XX -</td> <td style="background-color: black;"></td> <td style="background-color: black;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>水位のグラフは各水位間を按分したものです。 水位危険レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。</p> <p>(注意事項)</p>	発表者		第1受報者		第2受報者		第3受報者	京都府 京都土木事務所 気象庁 京都地方気象台	→		→		→		流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み	鴨川・高野川上流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ	観測所名	水位危険度		レベル				水位(m)		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	荒神橋 水位観測所 (京都市)	0日 00時00分 の状況	X.XX -					0日 00時30分 の予測	X.XX -					0日 01時00分 の予測	X.XX -					0日 01時30分 の予測	X.XX -					0日 02時00分 の予測	X.XX -				
発表者		第1受報者		第2受報者		第3受報者																																																																																																																													
京都府 京都土木事務所 気象庁 京都地方気象台	→		→		→																																																																																																																														
流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み																																																																																																																																	
鴨川・高野川上流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ																																																																																																																																	
観測所名	水位危険度		レベル																																																																																																																																
	水位(m)		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4																																																																																																																													
荒神橋 水位観測所 (京都市)	0日 00時00分 の状況	X.XX ↑																																																																																																																																	
	0日 00時30分 の予測	X.XX ↑																																																																																																																																	
	0日 01時00分 の予測	X.XX -																																																																																																																																	
	0日 01時30分 の予測	X.XX -																																																																																																																																	
	0日 02時00分 の予測	X.XX -																																																																																																																																	
発表者		第1受報者		第2受報者		第3受報者																																																																																																																													
京都府 京都土木事務所 気象庁 京都地方気象台	→		→		→																																																																																																																														
流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み																																																																																																																																	
鴨川・高野川上流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ																																																																																																																																	
観測所名	水位危険度		レベル																																																																																																																																
	水位(m)		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4																																																																																																																													
荒神橋 水位観測所 (京都市)	0日 00時00分 の状況	X.XX -																																																																																																																																	
	0日 00時30分 の予測	X.XX -																																																																																																																																	
	0日 01時00分 の予測	X.XX -																																																																																																																																	
	0日 01時30分 の予測	X.XX -																																																																																																																																	
	0日 02時00分 の予測	X.XX -																																																																																																																																	

改定理由	頁	現 行	改 定 案																																																																																																		
	154	淀川水系 鴨川・高野川氾濫注意情報発表形式 (2枚目) (参考資料) (単位:水位(m)) <table border="1" data-bbox="587 352 1691 693"> <thead> <tr> <th>観測所名</th> <th>荒神橋 水位観測所 京都市</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベル4 氾濫危険水位※</td> <td>2.30</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>レベル3 避難判断水位※</td> <td>1.90</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>レベル2 氾濫注意水位</td> <td>1.60</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>レベル1 水防団待機水位</td> <td>0.80</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">受け持ち区間</td> <td>鴨川 左岸 京都市北区上賀茂北ノ原 町1番6地先から桂川合流 点まで 右岸 京都市北区西賀茂上庄田 町16番6地先から桂川合 流点まで</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>高野川 左岸 京都市左京区上高野奥小 森町21番1地先から鴨川 合流点まで 右岸 京都市左京区八瀬野瀬町 64地先から鴨川合流点ま で</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>氾濫が発生した場合 の浸水想定区域</td> <td>京都府京都市北区、 京都府京都市左京区、 京都府京都市上京区、 京都府京都市中京区、 京都府京都市東山区、 京都府京都市下京区、 京都府京都市南区、 京都府京都市伏見区、 京都府久世郡久御山町、</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="587 1470 1691 1533">※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の 避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。</p> <table border="1" data-bbox="587 1554 1691 1890"> <thead> <tr> <th>水位 危険度レベル</th> <th>水位</th> <th>求める行動の段階</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベル5</td> <td>氾濫の発生以降</td> <td>氾濫水への警戒を求める段階</td> </tr> <tr> <td>レベル4</td> <td>氾濫危険水位から氾濫発生まで</td> <td>いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階</td> </tr> <tr> <td>レベル3</td> <td>避難判断水位から氾濫危険水位まで</td> <td>避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階</td> </tr> <tr> <td>レベル2</td> <td>氾濫注意水位から避難判断水位まで</td> <td>氾濫の発生に対する注意を求める段階</td> </tr> <tr> <td>レベル1</td> <td>水防団待機水位から氾濫注意水位まで</td> <td>水防団が体制を整える段階</td> </tr> </tbody> </table>	観測所名	荒神橋 水位観測所 京都市			レベル4 氾濫危険水位※	2.30			レベル3 避難判断水位※	1.90			レベル2 氾濫注意水位	1.60			レベル1 水防団待機水位	0.80			受け持ち区間	鴨川 左岸 京都市北区上賀茂北ノ原 町1番6地先から桂川合流 点まで 右岸 京都市北区西賀茂上庄田 町16番6地先から桂川合 流点まで			高野川 左岸 京都市左京区上高野奥小 森町21番1地先から鴨川 合流点まで 右岸 京都市左京区八瀬野瀬町 64地先から鴨川合流点ま で			氾濫が発生した場合 の浸水想定区域	京都府京都市北区、 京都府京都市左京区、 京都府京都市上京区、 京都府京都市中京区、 京都府京都市東山区、 京都府京都市下京区、 京都府京都市南区、 京都府京都市伏見区、 京都府久世郡久御山町、			水位 危険度レベル	水位	求める行動の段階	レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階	レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階	レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階	レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階	レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階	淀川水系 鴨川・高野川氾濫注意情報発表形式 (2枚目) (参考資料) (単位:水位(m)) <table border="1" data-bbox="1727 352 2831 693"> <thead> <tr> <th>観測所名</th> <th>荒神橋 水位観測所 京都市</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベル4 <u>水位</u> 氾濫危険水位※</td> <td>2.30</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>レベル3 <u>水位</u> 避難判断水位※</td> <td>1.90</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>レベル2 <u>水位</u> 氾濫注意水位</td> <td>1.60</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>レベル1 <u>水位</u> 水防団待機水位</td> <td>0.80</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">受け持ち区間</td> <td>鴨川 左岸 京都市北区上賀茂北ノ原 町1番6地先から桂川合流 点まで 右岸 京都市北区西賀茂上庄田 町16番6地先から桂川合 流点まで</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>高野川 左岸 京都市左京区上高野奥小 森町21番1地先から鴨川 合流点まで 右岸 京都市左京区八瀬野瀬町 64地先から鴨川合流点ま で</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>氾濫が発生した場合 の浸水想定区域</td> <td>京都府京都市北区、 京都府京都市左京区、 <u>京都府京都市右京区</u>、 京都府京都市上京区、 京都府京都市中京区、 京都府京都市東山区、 京都府京都市下京区、 京都府京都市南区、 京都府京都市伏見区、 京都府久世郡久御山町、</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1727 1501 2831 1564">※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の 避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。</p> <table border="1" data-bbox="1727 1585 2831 1921"> <thead> <tr> <th>水位 危険度レベル</th> <th>水位</th> <th>求める行動の段階</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レベル5</td> <td>氾濫の発生以降</td> <td>氾濫水への警戒を求める段階</td> </tr> <tr> <td>レベル4</td> <td>氾濫危険水位から氾濫発生まで</td> <td>いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階</td> </tr> <tr> <td>レベル3</td> <td>避難判断水位から氾濫危険水位まで</td> <td>避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階</td> </tr> <tr> <td>レベル2</td> <td>氾濫注意水位から避難判断水位まで</td> <td>氾濫の発生に対する注意を求める段階</td> </tr> <tr> <td>レベル1</td> <td>水防団待機水位から氾濫注意水位まで</td> <td>水防団が体制を整える段階</td> </tr> </tbody> </table>	観測所名	荒神橋 水位観測所 京都市			レベル4 <u>水位</u> 氾濫危険水位※	2.30			レベル3 <u>水位</u> 避難判断水位※	1.90			レベル2 <u>水位</u> 氾濫注意水位	1.60			レベル1 <u>水位</u> 水防団待機水位	0.80			受け持ち区間	鴨川 左岸 京都市北区上賀茂北ノ原 町1番6地先から桂川合流 点まで 右岸 京都市北区西賀茂上庄田 町16番6地先から桂川合 流点まで			高野川 左岸 京都市左京区上高野奥小 森町21番1地先から鴨川 合流点まで 右岸 京都市左京区八瀬野瀬町 64地先から鴨川合流点ま で			氾濫が発生した場合 の浸水想定区域	京都府京都市北区、 京都府京都市左京区、 <u>京都府京都市右京区</u> 、 京都府京都市上京区、 京都府京都市中京区、 京都府京都市東山区、 京都府京都市下京区、 京都府京都市南区、 京都府京都市伏見区、 京都府久世郡久御山町、			水位 危険度レベル	水位	求める行動の段階	レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階	レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階	レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階	レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階	レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階
観測所名	荒神橋 水位観測所 京都市																																																																																																				
レベル4 氾濫危険水位※	2.30																																																																																																				
レベル3 避難判断水位※	1.90																																																																																																				
レベル2 氾濫注意水位	1.60																																																																																																				
レベル1 水防団待機水位	0.80																																																																																																				
受け持ち区間	鴨川 左岸 京都市北区上賀茂北ノ原 町1番6地先から桂川合流 点まで 右岸 京都市北区西賀茂上庄田 町16番6地先から桂川合 流点まで																																																																																																				
	高野川 左岸 京都市左京区上高野奥小 森町21番1地先から鴨川 合流点まで 右岸 京都市左京区八瀬野瀬町 64地先から鴨川合流点ま で																																																																																																				
氾濫が発生した場合 の浸水想定区域	京都府京都市北区、 京都府京都市左京区、 京都府京都市上京区、 京都府京都市中京区、 京都府京都市東山区、 京都府京都市下京区、 京都府京都市南区、 京都府京都市伏見区、 京都府久世郡久御山町、																																																																																																				
水位 危険度レベル	水位	求める行動の段階																																																																																																			
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階																																																																																																			
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階																																																																																																			
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階																																																																																																			
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階																																																																																																			
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階																																																																																																			
観測所名	荒神橋 水位観測所 京都市																																																																																																				
レベル4 <u>水位</u> 氾濫危険水位※	2.30																																																																																																				
レベル3 <u>水位</u> 避難判断水位※	1.90																																																																																																				
レベル2 <u>水位</u> 氾濫注意水位	1.60																																																																																																				
レベル1 <u>水位</u> 水防団待機水位	0.80																																																																																																				
受け持ち区間	鴨川 左岸 京都市北区上賀茂北ノ原 町1番6地先から桂川合流 点まで 右岸 京都市北区西賀茂上庄田 町16番6地先から桂川合 流点まで																																																																																																				
	高野川 左岸 京都市左京区上高野奥小 森町21番1地先から鴨川 合流点まで 右岸 京都市左京区八瀬野瀬町 64地先から鴨川合流点ま で																																																																																																				
氾濫が発生した場合 の浸水想定区域	京都府京都市北区、 京都府京都市左京区、 <u>京都府京都市右京区</u> 、 京都府京都市上京区、 京都府京都市中京区、 京都府京都市東山区、 京都府京都市下京区、 京都府京都市南区、 京都府京都市伏見区、 京都府久世郡久御山町、																																																																																																				
水位 危険度レベル	水位	求める行動の段階																																																																																																			
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階																																																																																																			
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階																																																																																																			
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階																																																																																																			
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階																																																																																																			
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階																																																																																																			